

第百二回 参議院 商工委員会 會議録 第八号

昭和六十年四月九日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月四日

辞任
丸谷 金保君

補欠選任
梶原 敬義君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

降矢 敬義君

斎藤栄三郎君
前田 勲男君
梶原 敬義君
市川 正一君

委員

石井 一二君
岩本 政光君
杉元 恒雄君
鈴木 省吾君
松尾 官平君
松岡満寿男君
山本 富雄君
対馬 孝且君
福岡 知之君
田代富士男君
伏見 康治君
井上 計君
木本平八郎君
村田敬次郎君
児玉 幸治君

國務大臣
通商産業大臣
政府委員
通商産業大臣官
房総務審議官

事務局側

常任委員会専門員

野村 静二君

説明員

特許庁審査第四部長
特許庁審査第五部長

梅田 勝君
小花 弘路君

通商産業省通商政策局長
通商産業省機械情報産業局長
特許庁長官
特許庁特許技監
特許庁総務部長
特許庁審査第一部長

鈴木 直道君
木下 博生君
志賀 学君
齋田 信明君
小川 邦夫君
廣重 博一君

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件
○特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
○情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(降矢敬義君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。
去る四月四日、丸谷金保君が委員を辞任され、その補欠として梶原敬義君が選任されました。

○委員長(降矢敬義君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

梶原敬義君が一時委員を異動されたことに伴い、理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長

の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に梶原敬義君を指名いたします。

○委員長(降矢敬義君) 特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

○福岡知之君 特許庁長官に、法案審査に入る前に一言お伺いをします。

ことは、明治十八年の四月十八日にいわゆる工業所有権制度、特許制度というものが創設されて百年になる、こういうふうな承知をしております。この間、長い期間にわたって我が国の産業、経済あるいは技術に関する歴史的な発展の経過、非常に海外諸国に比べても目覚ましいものがあると思うわけであります。何か特許庁として、あるいは通産省として、昨年、一昨年来から百年史の編さんとか、あるいはこれは盛りだくさんの記念の行事も企画されておるようでありますが、高橋は清初代特許局長以来、現志賀特許庁長官は何代目になるのか存じませんが、この時期に長官を務めておられるということに感慨もありませんか、と思うんですが、この特許にあるいは行政に関して、抱負なり感懷を一言お聞かせを願えればと思っております。

○政府委員(志賀学君) ただいま福岡先生から、こういう問題につきまして、私の発言の機会を与えてくださいましたことを、大変深く私も感謝したいと思っております。
ただいま先生からお話ございましたように、明治十八年、一八八五年に専売特許条例がつくられ

まして、この四月十八日であらうと百周年に当たるといふことでございまして、これを機会に、私も関係各界の先生方を御案内いたしまして、また海外からも外国の特許庁の長官等々御招待いたしまして、国民的に工業所有権制度の重要性について認識を深めていただく一つの機会として、式典を開きたいということで、いろいろ今準備を進めているところでございます。

翻ってみますと、明治十八年に専売特許条例が施行されましたときに、その最初のときにどのくらい出願があったかと申しますと、四百二十五件の出願があったということでありまして、たしかそのうち登録になりましたのは九十九件くらいだったと思えますけれども、その後約二十年たちまして、実用新案制度が発足いたしました。これは明治三十八年でありまして、そのときの最初の出願が約二千件でございました。いづれにいたしまして、特許それから実用新案制度、ともに発足した年に相当数の出願が出たわけであります。当時から日本の産業におきましてバイタリティーが大変あったんではないかというふうに私思っているわけでありまして、

その後、御案内のように、特許あるいは実用新案の出願が急速にふえたわけであります。現在では出願件数で申しまして世界一の特許大国というふうな状況になっていくわけでありまして、現在、先生方も御案内のように、日本の技術レベルというものは大変高いというふうな言われているような状態になったわけでありまして、この間における工業所有権制度の果たした役割というのは大変大きなものがあつたというふうに思っております。ただいま福岡先生から、私が何代目に当たるかは知らないがとおっしゃいましたけれども、実は私は五十八代目に当たるわけでありまして、ということ、たまたまこの百周年に私、特許庁長官に

就任してありまして、本当に感激をいたしておるわけでありまして、先ほども申し上げましたように、ぜひこの機会に国民の皆様方に対して工業所有権制度の本当の重要性というものを認識していただきたいと思ひますし、同時にまた、たまたま昨年、特許特別会計制度、これは先生方の御支援をいただきまして発足させていただいたわけでありまして、そういう特許特別会計という財政的な裏づけを背景にいたしまして、現在特許庁が抱えておられますいろいろな問題、すなわちこの大量の出願についてどのように対応していくか、審査処理期間というのがやや長期化の傾向が出てくるわけでありまして、

それに対してどのように対応していくかという問題、あるいはいろいろな国際的な問題、例えば発展途上国に対する協力もございまして、あるいは先進国間の協力もございまして、そういったいろいろな国際的な問題に対して取り組んでいかなければならない。百年たちまして、単に時間的な節目というわけではなくて、やはり日本の工業所有権制度として現在一つの節目にきていると私も思っております。その抱えております課題を積極的に解決すべく、先生方の特段の御支援をいただきまして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

なお、百周年を記念いたしまして、さまざまな行事を計画しております。この式典ももちろんその一つであります。そのほか、先ほど先生がおっしゃいました百年史の編纂をいたしました。これはなかなか大部な労作でございまして、お暇の折にお読みいただければ大変ありがたいというふうに思ひます。あるいは式典の際に、日本の過去におきます十大発明家の顕彰であるとか、あるいはこの工業所有権制度に特別の御功勞のあった方々に対する表彰、感謝状の贈呈であるとか、さまざまなことを計画しておりますし、あるいは映画の作成あるいは工業所有権制度に関連いたしますパンフレットを配布して、高等学校、中学生、その辺の若い層に啓蒙を働きかけていくとか、さま

ざまな計画を、プロジェクトを現在進めつつございまして、一部は既に完成しているところでございます。またいずれ、そういったいろいろな催し物につきまして、あるいは出版物につきまして、先生方に対し御紹介を申し上げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○福間知之君 たいだいまのお話の中にもありましたように、一つの特許制度の大きな歴史的な節目だと、こういうふうにも話しておられますけれども、まさに先進国関係の協力のあり方、あるいは開発途上国との協力のあり方等、いよいよ我が国としては単に国内的のみならず、国際的なそのような視点に立つて、本制度の一層の充実あるいはまた発展を期していかなきゃならない、このように私も思っております。

ちなみに、中国はこの一日から特許制度を創設したと報道されておりました。最初の日の出願が二千五百件余りあったということでございますが、これはちょうど、先ほどのお話のように、明治三十八年の日本の時点とよく似通っているわけでありまして、中国を初め、その他のアジア、NICS諸国との関係は、これから我が国にとっても重要な協力体制をとらなきゃならぬ情勢になってきていると思ひます。けさの報道だと、特許制度そのものではございませんが、中国とインドネシアが貿易を再開するという、これまた一つのエポックと私は思っております。これもまた一つのエポックと産業、経済の協力関係が発展するにつれて、特許制度はそれと並行してやはり活用されていく。したがって、またそれに見合った適切な協力関係、運用のあり方が問われる、そういうふうになるわけでありまして、

今回提案されておりますこの法案も、そのような意味合いで、当面必要な態勢をひとつ試みようというところだと承知をしております。幾つかの質問をこれからすることにしたいと思ひます。まず最初に、国際出願について所見を伺いたい

のですけれども、昨年二月に、国際出願制度の利便促進の観点から条約などが一部改正されました。それに伴いまして、この特許協力条約の目指すところの国際出願というものが、パリ条約による国際出願とどういうふうに通っているのかというところが、なかなかこれ特許制度そのものが非常にわかりにくいだけに、また一般的にもちょっとなじみにくい課題であるだけに、少しくお伺いをしておきたいと思ひます。また、特にこの協力条約による出願が、出願する側にとつてどういうメリットを持つておられるのかということも敷衍してお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(志賀学君) たいだいま先生からもお話がございましたように、特許協力条約の仕組みと

いうのは複雑でございまして、なかなかわかりにくい向きがあるかと思ひます。

いずれにいたしまして、今回のお話をしております改正案、特許法等の一部改正案でございまして、これは主たるねらいは、特許協力条約に基づきます国際出願をできるだけ使いやすくして、そのために条約も実は改正されたわけでございます。それに合わせて改正して、いこう。同時にまた、さらに利用促進のために、ヨーロッパ特許庁、EPO、これを日本のために国際調査、これは後ほどまた申し上げますけれども、国際調査を行つてもらえる機関として活用していくための改正をしよう。それから三番目といまして、最近の研究開発の実態に合わせて特許がとりやすくなるように、あわせてそれを通じて、特許協力条約に基づきます国際出願が利用しやすくなるように、そのようなことをねらいました改正でございまして、

そこで、基本となりますのが、特許協力条約に基づきます国際出願ということになるわけでありまして、一九七八年に発効した条約でございまして、一言で申しますと、国際的に統一された方式によりまして、複数の国におきます特許をできるだけ取りやすくして、一口に言うとうそいうこと

を目的とする条約であります。

具体的にその仕組みをやや申し上げますと、例えば日本の企業の場合に、日本の特許庁に申しまして日本語によって国際出願をいたします。そのときに、日本のほかに特許が取りたい国、例えばアメリカであるとか、あるいはヨーロッパ特許庁、EPOであるとか、特許が欲しいという国を指定いたします。これを指定国と言つておりますけれども、その幾つかの国を指定して日本の特許庁に国際出願をするわけでありまして、そうしますと、日本の特許庁に日本語によって出願したその時点におきまして、各指定国に対しても特許の出願をしたというふうになされるわけでありまして、

ただ、その後、その国際出願をした企業は、それぞれの指定国に対して、原則二十ヶ月以内にその翻訳文の提出をしなければいけない。もし、この翻訳文の提出を怠りますと、その国際出願それ自身が失効してしまふ。したがって、二十ヶ月以内に翻訳文の提出をしなければいけないということでありまして、同時に二十ヶ月といふかなり長い翻訳のための準備期間というものが与えられるわけでありまして、

同時にまた、この特許協力条約の国際出願の場合には、その出願が行われた後、例えば先ほどの例で申しますと、日本の特許庁が国際調査というものをいたします。国際調査と申しますのは、先行技術がどんなものがあるかということを調査する、そういうことでありますけれども、そういう国際調査をいたします。国際調査の結果を出願人に対しても連絡をいたします。あるいは関係国指定国あるいはその国際事務局にも連絡をいたします。したがって、出願人はその国際調査の結果を見ながら、次のステップを踏むかどうかということが判断できる、こういうことになります。したがって、さらに手続を進めていっても、国際調査の結果、そういう先行技術があればむだであろうというふうに判断すれば、そこで手続を打ち切ってしまうということにもなります。したがって、出願人にとりまして非常に便利であり

ますし、あるいはその関係国にとりまして、日本の特許庁がやりました国際調査の結果を利用できるということに負担が軽減されると、こういうことになるわけであります。

さらに、これは当然にやるわけじゃありません、出願人の要求、要請によってやるわけでありませうけれども、国際予備審査ということも要請があれば行います。国際予備審査と申しますのは、特許性があるかどうかということについてのごく大まかな審査であります。そういった国際予備審査が行われた場合には、さらにその結果を踏まえながら、国際出願人は次のステップを踏むかどうかを考えられる、こういうことになるわけでありませう。そういう面においても出願人にとって非常にメリットがあるということでありませう。

国際的な海外の特許出願に関連いたしまして、同じような制度といたしまして、パリ条約に基づきます優先権制度といたしまして、パリ条約に基づきます優先権制度と申しますのは、特許協力条約の場合には、先ほど二十カ月以内に翻訳文を提出しなければいけないことを申し上げたわけでありませうけれども、この期間がパリ条約の場合には一年であります。十二カ月ということですが、それがパリ条約の場合に比べて、特許協力条約というのは八カ月有利になるということになります。また同時に、パリ条約の優先権制度の場合には、先ほど申し上げましたような国際調査あるいは予備審査、そういった制度がございませう。したがって、その面でもこの国際調査あるいは国際予備審査というものが、そういう手続によりまして、その結果を踏まえながら次のステップを踏んでいくという、そういう利益がパリ条約にはない。そういう面でもパリ条約よりも特許協力条約によりまして国際出願の方が有利である、こういうふうには私も思っているわけでありませう。

○福岡知事 ただいまの説明で、この特許協力条約のメリットというものが大體理解されるわけですが、要するに、日本の特許庁に対する

一つの出願、単一の出願といいますが、によって複数の国が指定できるんだということ、しかもその言語は日本語でいいんだということですね。これはまあ一つのメリットと言えよう。それから、国際機関による事前審査とか調査とか、予備調査とか予備審査とかというふうなものも行われて、それが次のステップにかかる目安になる、こういうことではないかと存じます。

それから、翻訳の文書提出期限が二十カ月ということですが、パリ条約は一年だと、こういうことでございませうから、それは確かに出願側にとってはメリットだろうと、こういうふうには思います。そういうことを前提にして、次に、この国際出願のルートについて、ただいまもパリ条約の話が出ましたけれども、日本から外国に対しては、特許協力条約に基づく国際出願法、これによるわけですね。いわゆるPCTと言われるルートであります。それから、国内法に關係なく、パリ条約によって直接外国の機関に対して出願するいわゆるパリルート、こう言われるこの二種類があると承知をしております。さらにまた、外国から日本に対しては、特許法の百八十四条の三、この規定によるPCTルートによるものと、パリルートによる二種類がある、こういうふうには承知をしております。

○政府委員(志賀学君) おっしゃるとおりでございます。○福岡知事 時間を考慮しましてまとめてお伺いしますが、日本から外国、PCTルートによるところの出願の件数、これはどのようになっているのでしょうか。特に最近の件数はどういふことになっておるか。それからパリルートの出願件数、これはどういふふうになっているか。三つ目に、外国から日本に対するPCTルートの出願件数、さらにまた同じ意味でパリルートの出願件数、この四つのこと近年の推移をまとめてひとつ御報告ください。

○政府委員(齋田信明君) まず、我が国から外国に出ていく場合から御説明いたしますと、PCT

ルートを利用した出願件数は一九八一年、四十六年でございますが、四百六十六件でございます。それから一九八二年が四百九十七件、それから八三年が四百六十二件でございますが、昨年、五十九年は六百二十一件とふえております。

それから、パリルートを利用した出願件数でございますが、一九八一年が三万四千五百七十七件、八二年が三万六千八百六十六件、八三年が三万三千三百八十九件、大体三万五千件前後でございます。それから、今度は逆に、外国から入ってくる方でございますが、PCTルートを利用したものでから申し上げますと、一九八一年が三万五千七十一件、八二年が三万五千五百六十六件、八三年が三万八千三百三十四件というふうには、これもまた増加しております。

その次は、パリルートを利用した出願件数でございますが、八一年が二万六千六百六十六件、八二年も二万六千六百六十六件でございます。八三年が二万四千九百七十七件と、大体二万五千件前後で推移しております。

以上でございます。○福岡知事 このPCTルートによる出願件数が少ないという理由が背景なり、PCTルート、先ほどのようにいろいろと便宜が図られておるわけですが、当然のこととしてこの利用増加が期待されてきたと思うのでありますが、実際の出願件数は、パリルートに比べて、日本から外国への場合に二けたほどこれが少なくなっている、今の数字を引き合いに出せば、また外国から日本に向かつての件数も一けた少ない。これはどういふ理由によるものと当局は判断をされておるのでしょうか。

○政府委員(志賀学君) お答え申し上げます。確かにPCTルートによりまして国際出願は、出願件数で申しますと少ないわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、国際出願と申しますのは、一つの出願をいたしましたときに、指定国を幾つか指定するわけでありませう。例えば、一九八三年におきまして、我が国から外国に対してPCTルートの出願というものは、こ

の日本の特許庁に出された国際出願の件数というのは、一九八三年の四百六十二件であるわけですが、そのときに、指定国の数と申しますのは二千三百九十五でございます。もちろんその中に、日本も実は入っておりますけれども、二千三百九十五というものが指定国として指定されているわけでありませう。この指定国に對しまして、それぞれ特許出願が行われたということになるわけでございますが、したがって、比べ方でございますけれども、四百六十二件という数字のほかに、この指定国の数も考慮して考えることが必要ではないかというふうには思います。

ただ、いずれにいたしまして、国際的に申しますと、PCTルートの国際出願の世界全体の中で占めます日本の地位でありますけれども、一位がこれはアメリカであります。日本は二番目でございます。したがって、国際的に申しますと、必ずしも日本の場合に、PCTルートによる出願というものが非常に少ないというわけではございません。ただ、総じて申しますと、パリルートに比べて、PCTルートの出願というものは、まだ相対的に申しますと、利用のされ方が低いというふうには思われるわけでありませう。

この理由といたしましては、PCTという制度がかなり複雑である、なかなかわかりにくい。それから新しくできた制度である、こういったいろいろな要素があつて、やや利用が低迷しておるという向きがあるのではないかとこのように思われます。

むしろそういうことを考慮いたしまして、背景にいたしまして、昨年の二月に行われましたPCTの改正、手続をもう少し簡素化して使いやすくしていこう、こういう改定が行われたというふうには理解をいたしております。

○福岡知事 指定国数で見ればそんなに少ないわけでもない、こういうことでございませうけれども、それにしてもやっぱり一けた私は少ないと思うのでありまして、これは否定され得ないと思うんですね。

そこで問題は、これからどのようにこのPCT制度というものの普及を図るか、そして制度の充実に図っていくかということでございますけれども、特に数多い中小企業等に対する普及宣伝というものが重要ではないかと思うのであります。これはマスコミなども活用する方法を含めて重要じゃないか、そういうふうに思います。

特に日本の経済関係で、アメリカとの結びつきが強いので、アメリカに対してはあえてこの制度を必要としないということもあるかもしれませんけれども、しかし、欧州等を今度は考えてみると、幾つかの国が欧州特許庁という一つの枠組みの中で対応できるという便利さもあるわけですから、そういうことも含めてPRを少ししていかなきゃならぬ、そういうことを考えましたときに、これからいよいよこの制度の活用、充実ということを国内、国際的に推し進めていかなきゃならぬわけですが、当局としては今後の対策についてどのようにお考えですか。

○政府委員(志賀学君) 先生おっしゃるとおりでございます。私ども、これからの技術が非常に重要な役割を占める時代に対応いたしまして、国際出願、PCT制度の普及というものに努めてまいらなければいけないというふうに思っているわけでありまして。

今回お願いしております改正によりまして、かなり利用促進は図られるというふうには思っておりますけれども、ただ同時に、先生から御指摘がございましたように、やはり制度の内容、使い方が、これをよく普及していく、PRしていくということが大変重要ではないかというふうに思っております。そういう観点から、私どもといたしまして、従来からこのPCTにつきましても説明会等々を開いておりますし、あるいはいろいろな手引書、解説書、そういったものを配布いたしまして、この理解を深めるために努力をいたしているわけでありまして。

その中で、特にまた先生からもお話ございましたように、中小企業の方々に対する指導というこ

とも大変重要であるというふうに思っているわけでありまして、例えば五十九年度で申しますと、中小企業特許講座というところで千葉、神奈川、埼玉、愛知、京都、そういったところにおきまして、これ全体で四十八カ所になるわけでありまして、これも、その指導事業をいたしたり、あるいはPCTの説明会を東京、大阪、仙台、福岡で行いまして、いろいろな努力をやっているところであります。こういったPCT制度の普及につきましても、さらに今後とも努力をしてみたいというふうに思っております。

なおまた、このPCTを少しでも利用しやすくするために、ことしの一月からでありますけれども、国際出願につきまして、遠隔地からのファクシミリによりまして出願を受け付けるというふうな手当てをしたところでございまして、このような啓蒙指導のための事業であるとか、あるいはこの今回お願いしております制度それ自身の改善であるとか、そういったことを通じまして、PCTの利用促進を図ってまいりたいというふうに思っております。

○福岡知事 講習会だとか説明会だとか、その他幾つか、やや積極的に取り組んでおられるという印象を受けましたが、今後ともこれは工夫を凝らして有効な活用に向かってひとつ努力をされたいと要望しておきたいと思っております。

次に、去る二月の十一日に京都で開催されました三極通商会議ですか、これに村田通産大臣非常に積極的な関心と態度をもって臨まれたようでありまして、いわゆる知的所有権保護のための統一ルールづくりという提言をされたというのがあるのか、今日いわゆるハイテク紛争として貿易摩擦の原因にもなっているんじゃないかと思われる節もあるんですけれども、具体的に説明を願いたいと思っております。

○国務大臣(村田敬次郎君) 福岡委員にお答え申し上げます。

今御指摘の四極貿易大臣会議、これ三極とも四極とも言うんでございますが、実際はアメリカとそれからカナダとECと日本でございます。既に第九回を迎えておりまして、今回は日本がその当番国でございまして、京都で私がお世話役になって、二月九日、十日、十一日と三日間にわたっていろんな会合を繰り広げたところでございます。この会合では新ラウンド問題、それから今御指摘になりました知的所有権問題、そういったいろいろな問題が提起をされて、そして具体的な推進を見たわけでございます。

新ラウンド問題は御承知のように、その後五月のサミットでぜひこれを出す、また間もなく開かれます四月中旬のOECDの閣僚理事会におきましてもこの問題が推進をされるということになっておりまして、これは世界のためにぜひ新ラウンドを推進していかなければならないということ、四極会合ではこの新ラウンド推進についての具体的ないろいろな相談が行われて、一九八六年から実際の話し合いが開始されるように、一九八五年の最も早い機会に高級事務レベル会合を開こうということでも合意を見たわけでございます。

それから御指摘の知的所有権と貿易の問題につきましては、私からその重要性を指摘するとともに、本問題の具体的な内容、性格等について四極で検討することの必要性を提起をいたしまして、その結果今後四極で専門家に検討させることで合意を見たわけでございます。

さらに詳しく申し上げますと、アメリカのブロック通商代表と私の対一の会談の際に、この問題について触れ合いました、ぜひひとつハイテク時代に備えて知的所有権分野についての検討を進めようということでも合意を見ました。そして、四極貿易大臣会議でそのことが合意をされたわけでございますが、このことの内容は、近年ハイテクノロジー開発の急速な進展と、技術及びハイテク商品貿易の拡大に伴って技術開発や技術交流と深いかわりを有する知的所有権をめぐって国際的に種々の議論がなされておるところである、四

極貿易大臣会合において知的所有権と貿易の問題の重要性を指摘するとともに、この問題の具体的な内容、性格等について四極で検討しようということでもその必要性を私から提起をいたしました。その結果、今後四極で専門家に検討させることで合意を見たわけでございます。

また、我が国の工業所有権制度及び運用の理解不足や、各国制度及び運用の違いからくる外国からの不満に対しましては、これまで専門家レベルで外国企業との会合を設け、理解を深めさせたり、また、日米欧の専門家会合の場で、制度及び運用のハーモナイゼーションの検討を始めるなど対処してきておるところでございます。

この問題に關しまして、先ほど来福岡委員と志賀特許庁長官との間の質疑応答でなされましたように、今後も一層積極的に対処をしていきたい、このように考えておるところでございます。

○福岡知事 今のお話にもありましたように、この所有権制度のハーモナイゼーション、調和を目指してやっていかなければならぬということでございますけれども、その直後に、二月の二十五日ですか、特許庁で、この三極ないし四極特許専門家会議が開かれたようだけれども、その中身についてはいかがですか。

○政府委員(志賀学君) 日本と、アメリカの特許庁、USPTO、それからヨーロッパ特許庁、EPO、この三つの特許庁の間で定期的に会合を開こうというところになっておりまして、第一回が昨年でございましたが、ワシントンです。二回目が昨年ミュンヘンで行いました。三回目をことしの秋に東京でやろう、こういうことになっております。先般行われましたのは、ことしの秋に東京で開く予定の三回目の定期会合につきまして、どのようにいったらいいか、どんなことをやったらいいかというようなことを専門家レベルで打ち合わせをした会議でございます。

それでは、三極の定期会合で何をやっているかということもございまして、これは一つ大きなテーマは、日本の特許庁もアメリカの特許

庁もヨーロッパの特許庁も、同じ悩みを持ってゐるわけでございませうけれども、要するに非常に出願が難しくなつてゐるし、件数がふえてゐるというところで、全般的に工業所有権行政というものについてエレクトロニクス化を進めていかなければいけない。日本の場合に、ペーパーレス計画の推進ということでやつてゐるわけでありませうけれども、そういったエレクトロニクス化をそれぞれの特許庁でやらなければいけない、こういう状況になつてゐるわけでございませうが、その際に、できるだけお互いに協調して、連絡を取り合いながらやつてゐた方がいいではないか。かつ、お互いの特許情報というのを交換していつて、お互いに利用できるような、そういうことも考えながらコンピュータ化を進めていくべきではないか、こんなことがテーマの一つの大きな柱になつてゐるわけだ。

もう一つの柱が、これは実は昨年の秋、ミューンヘンで行われました第二回定期会合で決まつたわけでございますけれども、できるところから、各国の特許制度について、この三つの特許庁の間の特許制度につきまして、制度ないしプラクティスについて、ハーモナイゼーションをできるところからやつていくべきである、こういう合意ができたわけでございます。

そこで、ことしの秋に東京で行われます第三回の定期会合におきましては、コンピュータ化に関連いたします相互の協力をさらに深めるために何をするか、あるいはハーモナイゼーションについてどういふところからどうやつていくかといったようなことが、恐らく議題になつてまいります。

こういうことでございまして、先ほども申し上げましたように、ことしの二月の専門家レベルの会合も、そういった点につきまして意見交換をしたということになつてゐるわけでございませう。

○福間知之君 今のお話聞いてますと、今後に向かつてハーモナイゼーションとか、あるいはより緊密な連携による制度の統一化といひますか、融合化といひますか、しかも、それはコンピュータ

ターを含めた合理的な、迅速な処理を目指していくというふうな方向に立つてゐる話でした。過去におけるいざこざとか、あるいは現在、貿易摩擦で、さながらとげとげしい空気があるわけですが、けれども、それとは違ふんだと、そういうものでは必ずしもないんだと、また、特許制度の現状の違ひから来る経済上、貿易上のあつれきになつてゐるというふうな、そんな話し合いではないんだと、こう承知してよろしいんですか。

○政府委員(志賀学君) 確かに最近、国際的ないろいろな場におきまして、工業所有権制度というもの、貿易摩擦、通商摩擦関連というふうなことでいろいろ取り上げられる傾向というのがあるわけでございます。日本とアメリカとの間におきまして、例えば日米エレクトロニクス会合の場におきまして、日本の特許の処理というのが遅いではないか、こういったような話が出ておりますし、また逆に、アメリカの関税法の三百三十七条に関連いたしまして、日本の企業の特許侵害としてアメリカの企業が提訴するケースが最近非常にふえてゐるわけでございますけれども、そういった問題について、日本からいろいろ意見を言つておるといふようなこともございませう。日本とアメリカ、そういう面ではお互いに言つたり言われたりしてゐるわけでございますけれども、例えばそういうようなことがあるわけでございます。

それからまた、アメリカの出願人あるいはヨーロッパの出願人から、日本の特許庁に対して、日本の工業所有権制度の運用あるいは制度の内容についていろいろ意見、批判も寄せられる向きが、これはございませう。

私もはそういうことに對しまして、それぞれ、例えばアメリカの出願人あるいはヨーロッパの出願人に対して、直接私どもとしては對話をしておりまして、直接彼らから彼らの意見を聞く。同時に、ヨーロッパあるいはアメリカの出願人に対して、直接我々が、またこちらの考え方、内容を説明する、そういうことで理解を深めるということをやつてゐるわけでございます。

確かにそういった関係は摩擦絡みということでありませうけれども、どちらかと申しますと、先ほど申し上げました三特許庁間の定期会合と申しますのは、そういう対立関係というのではなくて、むしろ協調してやつていく、協力して、どうしたらいいかということ議論が進められてゐるという性格の会合でございませう。

特に、ハーモナイゼーションの問題でございませうけれども、先ほど申し上げましたように、海外から日本の特許制度、工業所有権制度に対していろいろ批判が寄せられてゐる、意見が寄せられてゐる。これについても、やはりそれを解決する基本は、できるだけ制度をハーモナイズしていくということが一つ大きな解決策として考えられるわけでございます。そういう面から申しまして、この三特許庁間のこういった非常に協調的な場において、どのようなハーモナイズをしていくべきかというふうなことを議論していくということには、日本にとりまして非常に有益なことではないかというふうにも思つてゐるわけでございます。

○福間知之君 多少のトラブルめいたことが関係国との間であるということは承知もしておりますけれども、だがゆゑに専門家会議等をもつて常に相互理解を深める、こういう必要があるし、その中から我が国としてもやはり新しい時代に向かつて、この所有権制度の法制を考え直すものは考え直す、こういうことが必要だと思ふんです。

かねがね、我が国の特許法というものがなかなか理解しにくい、特に外国人にとってはなおさらのことだといふふうな指摘もされておりました。手続が煩雑であるとか、非常に法文が難解だといふふうなところとか、一種の貿易上の障害じゃないかなどと指摘もされてゐるわけでありませうが、この点、特許庁は、かねがね法体系を全面的に一遍見直してみたいといふふうな雰囲気があつたわけなんですけれども、現在こういう検討をなされてゐるのかどうか。なされてゐるとすればどういふ段階に今あるのか。

これは当委員会でも、過去においてやつぱり何度も指摘されたことであるし、今回の審議を通じて、何らかの意思をこの委員会として私は表明したいと思つてゐる。どうもこれ、大臣、この法文、読まれてわかりますか。率直なところですね。さらに弁理士法なんかになると、片仮名が使われているなどということ、私も聞いてびっくりしてゐるんですけれども、確かに全面見直しとなると大きな作業です。けれども、今やはり貿易上の問題がこゝまでクローズアップしてゐることであり、その一環として見直すものは思ひ切つて見直して、仮に同じ中身の事柄でも、文章はもう少しと書き方があつてゐるんです。そういう点では、本当に腹構へもしてもらはないと、さつぱりなじみにくい問題であるところを持つてきて、もう一つ難しい文章になつてゐますから、取つきにくいということは否めなかつたと思ふんですけれども。

○政府委員(志賀学君) 確かに、工業所有権関係の法律というのは、かなり難解であるといふふうに思ひます。私も昨年六月に特許庁長官に着任してゐるわけでありませうけれども、私自身、なかなか理解をするのに骨が折れるといふような状況でございませう。

ただ、若干申し上げますと、いずれにしても、特許法を含めまして工業所有権関係の法律というのは、それぞれある独占権を、独占的な権利を特定の人に与える、認めるという権利の設定法でございませう。非常に手続的な色彩の強い、かつ権利を設定する性格上非常に厳密性を要求されるということから、ある程度やはり工業所有権関係の法律といふものが難解にならざるを得ないという側面といふのは、これはやむを得ないのではないかと、いふふうな感じはいたしております。ただ、さはさりながら、やはりできるだけわかりやすくしていかねばいけないといふことは、これはまた当然でございまして、私どももいたしまして、そういった点を踏まえて、この工業所有権関係法についての検討をしてまいりたいといふふうに思つてゐるわけでございます。

なお、先ほど申し上げましたように、例えば特許法などにつきまして、国際的なハーモナイゼーションをすべきであるという動きも出てきてまいっております。あるいは海外からもいろいろな意見が寄せられております。海外から寄せられている意見の中には、これは誤解もありまして、そういう誤解は解いていかなければならないわけでありまして、傾聴すべき意見もあるわけでございます。そういったことを踏まえながら、私どもとしてこの特許法などの問題につきまして、現在検討を進めているところでございます。そういう検討の結果、改正をするというふうな場合には、できるだけ平易なものに、わかりやすいものにするということも十分頭に置きながら作業を進めてまいりたいというふうに思っているわけでございます。

○福岡知事 とにかく改正をする、しなきゃならぬ、そういう必要ありと、こういうふうな大臣、腹を固めて、大臣やっておられる間に何か一つ事を残さないで。特に私は強くこれは要望しておきたいと思う。本当に、日本の法律は全般にそうなんですけれども、特に今のお話のように事柄が難しいだけに、逆に法文はわかりやすく工夫する必要があります。そういうふうにも私も思うわけです。時間の関係で次に参ります。

次は、優先権の問題についてでございますけれども、今回のこの法改正の大きな柱の一つに、第四十二条の二に定める優先権の主張があると思えます。これを新たに設ける理由は、そもそもの何か。まずこの点からお聞きをしたいと思います。この優先権の規定も実は読んでみましたけれども、さっぱり頭に入らないんですね。非常に難解だ。したがって、優先権の主張の意味とその効果というものの、あわせてこの四十三条で規定するパリ条約の優先権との違い、あわせて御説明をお願いします。

○政府委員(志賀学君) 私どもが、この優先権制度を設ける必要があるというふうに考えました理由は、最近技術開発が進められているわけであり

ますけれども、その内容というのは大変高度であり、かつ複雑なものになってまいっているわけでございます。その技術開発の現状、実態というものをとらえ、基本的なものは原理的な発明というものが行われる、それを出発点として組織的にまた計画的にこれを具体的なものにしていく、その過程で改良発明が行われる、あるいは追加的な発明というものが出てくるというのが、最近の技術開発の実態であろうというふうに思われるわけでありまして。

ところで、そういったような技術開発の現状に照らしまして、それに伴う、その技術開発によって創造されます発明についての特許制度というのが、十分そのような実態に合います技術開発の発明に対して付与されるような、そういう仕掛けになっているであろうかという点について考えてみますと、やや疑問があるのではないか、問題があるのではないかとこのように考えられるわけでございます。

この技術開発をした、発明をした発明者の立場からいえば、できるだけその発明に伴っているいろいろな発明を網羅的に特許権の対象として特許を取りたいと、こういうふうな考えられるわけでありまして、その点についてかなり問題がある、必ずしも十分ではないのではないかということであるわけでありまして、具体的に申し上げますと、例えばある基本的な発明が行われます。その後、改良発明が行われます。それについて、例えば最初の出願について補正をして、つけ加えていくというのを仮に考えてみた場合に、その補正が要旨変更になりますと補正が認められないということになるわけでございます。

それでは、独立の出願をすればいいではないかというところになるわけでありまして、その独立の出願をした場合に、前の出願が公開されるわけでありまして、それとの関係からいって、どうも進歩性というものがなくなってしまうこと、特許要件がなくなってしまうことから拒絶されるというケースがかなりあるということになるわけであり

ます。したがって要旨変更でもできない、あるいは新出願としても難しい、そういう発明というのが出てくるわけでありまして。

それでは、その前の出願を取り下げればいいではないかというのが次の問題として考えられるわけでありまして、その間の最初の出願をうまく取り下げますと、その間にいろいろなかの人の出願が行われていたり、いろいろな状況があるわけでございます。一番最初の出願を取り下げるといふこともなかなか危険でできない、こういうような実態があるわけでありまして。

そこで、そういうことを解決して、網羅的に特許を認めていく、そういう仕掛けをつくるのが、この優先権制度でございます。なお、こういったような優先権制度というのは、主要な先進国におきましては既にこのような制度をつくり、運用しているわけでございます。その辺も踏まえまして、私どもとしてこのような制度を考えたいわけでございます。

この優先権制度の性格、内容と申し上げますのは、先ほど先生からお話ございましたように、特許法の四十二条の二に規定されているわけでございますが、これをもう少し詳しく申し上げます。わかりにくいわけでありまして、先ほど申し上げましたような実態を踏まえまして、要するに、最初の出願、先に行われた出願を基礎として、後からその優先権を主張して出願ができるということになっているわけでありまして、例えば、先の一審最初の出願に添付された明細書あるいは図面、これと重複する後から行われる出願のうち、先の出願に添付された明細書あるいは図面に添付された発明と重複する部分につきましては、後から出願されなくても、先の出願のときに添付されたというふうな優先権に取扱いをしようとする、こういうのが、一言で言うところのこの制度の内容でございます。

この四十二条の二の一項というのは、これはどういう場合にこの優先権を主張することができる

かということが書いてあるわけでありまして。いろいろ書いてございますけれども、先の出願から一年以内に行われたものでなければいけないとか、あるいは先の出願が特許庁に係属しているものでなければいけないとか、いろいろな幾つかの要件が書かれております。また、二項、三項、これは優先権の効果について定められているわけでありまして、先ほど申し上げましたように、この後から出願されたものであっても、先の出願と重複する部分につきましては、ここに書いてありますようなその特許要件の判断に際して、先の出願のときに添付されたものとして判断を行ってやろう、こういう効果が二項、三項に書かれているわけでございます。

そこで、パリ条約に基づく優先権との違いでありますけれども、これは本質的には同じような性格のものであろうというふうに思っております。ただ、パリ条約と申しますのは、言ってみますと、例えば日本とアメリカであるとか、そういう横の国との関係において優先権というものを定めているわけでありまして、それをいわずに縦の関係に転換したというのが、今回お願いしております優先権制度の性格とお考えいただければよろしいのではないかとこのように存じます。

○福岡知事 今の御説明、そこまで御説明をいただいて、もう一つわかったような感じがしないわけでありまして、これは、注文なり説明書なり、これと首っ引きで検討しないとのめ込みないという代物だと思っております。だから、やはりそれほど事柄が難しいと言えはそれまでですけれども、何としてもわかりやすく、法文上もあるいはまた説明書にしてもつくっていただかなきゃならぬと、そういうふうな思っています。

ところで、今回の改正で、補正却下後の新出願の取り扱い、あるいはまた追加の特許の取り扱い、この点が少しく問題視されておると思うんであります。

この工業所有権審議会、昨年十一月二十九日の

答申を読んでみますと、その中に「国内優先権の導入に伴い、次の方向に従い関連制度の廃止等を行うのが適当である。」という指摘の中に、補正却下後の新出願の廃止問題それから追加の特許制度、これについても廃止すると、それから手続の補正制度、これはちよつと私わらないが、手続の補正制度については、国内優先権制度によって十二か月以内はカバーされるので云々で、「これまでどおり存続運用する。」のが望ましいと、こういう三つの項目が挙がっているんですけれども、これらの関係を、この四十二条の二あるいは現在の五十三条の四項、三十一條の関連で御説明を願いたいと思うんです。

○説明員(小花弘路君) 今の御質問に對しまして、ちよつと法律的にやや詳しくなるかも存じませんが、御説明させていただきます。

今度、今の答申の中にございました三つのうち、追加の制度というのは、基本的な発明に對して、それを拡張したり改良したりする発明を保護するための一つの制度でございます。それから、もう一つ御指摘の、五十三條というところにございます補正却下後の新出願といふのは、出願人が明細書を直したときに、これは先願主義のもとですから、明細書に最初に書いてあったことから違つてしまつては困るわけでございます。それがたまたま違つたときには、その補正書といふのは却下されるんですけれども、却下されたときには、もとの補正書を出した日の出願にかゝることができ、こういう手続だったわけでございます。これもやはりいろいろ技術的に新しい開発をしていく過程での保護のための制度でございます。

それから、三番目の御指摘の補正といふことでございますが、これは、日本の出願は先願主義でございますので、早く出願をしなければいけない。そうすると、明細書がどうしても、完全につくつてから出すべきというのが建前ではございますけれども、なかなかそのようにならない。そのため、出願から一年三月の間は明細書を原則として直すことができる、こういう規定がございます。

このところにおのおの言及した部分でございます。

それで、今長官から御説明申し上げましたように、国内優先権制度といふものが、そういうふううに改良された発明、そういうものを取り込んで十分保護をしていける制度でございますので、それがちよつと出願から一年間十分機能する、そういう機能を考えますと、追加の制度それから補正却下の決定に基づく新出願の制度といふものに今まで乗つていたそういう手続が、全部国内優先権でカバーできるではないか、基本的にはカバーできるといふのが考え方でございます。ところが、やはり明細書が完全にできてないところを補正するといふのは、やはり出願人にとつて必要であるといふことから、そういう補正の手続は残しておこうといふのが答申をいただいたときの考え方でございます。

以上でございます。

○福間知之君 従来の補正却下後の新出願と、今回の法改正によつて挿入されてます優先権との関係、ただいまの御説明で大體理解できるわけでございますけれども、五十三條の一項の規定によつて、補正を却下された場合の救済手続といふのはどういふふうになるんですか。

○説明員(小花弘路君) お答え申し上げます。補正却下されましたときには、これは審査官が補正却下をするわけでございますけれども、その中身につきまして争う道が一つございます。それは、法の建前上の道でございます。

それからもう一つ、現在、今度廃止しようとしております制度に乗つて、出願時期は補正書を出した時期に繰り下がりますけれども、新出願できるといふ道がございます。

それから、もとの出願が継続している過程において、明細書を直せる機会が法律上定められておりますので、その範囲内においては、また明細書を直して、もとの出願がそのまま継続して特許になる場合と、三つのケースが考えられるわけでございます。

○福間知之君 補正却下がされた場合に、その再補正の道を設定しておく必要があるんじゃないか。いたずらに優先権の主張を行わねばならないといふふうなことになるば、出願件数がさらに増加をするという危険があるんじゃないか。あるいはまた、結果として出願人の負担がふえるし、事務処理量も大きくなつてしまふ。そのために、再補正の道を残す必要があると考えるわけでございますけれども、例えば拒絶理由通知書を全部に出して、再補正の手続を可能にするなどの方法が行政上とられることが望ましいんじゃないかといふふうにも思ふんですけれども、これは法律の運用上の問題でございませうか。

○説明員(小花弘路君) 今先生御指摘のとおりでございます。私ども運用で十分カバーをしてまいりたいと考えてございます。

現在におきまして、補正却下後の新出願の制度がある中におきましても、やはりもとの出願を生かしたいといふ出願人の御希望もありますし、それは明細書全体が、要旨変更にならない部分と要旨変更になった部分が補正書にあつたような場合などは、拒絶理由をもう一回発する場合もございまして、十分救済できるように運用上考えてまいれるといふふうを考えております。

○福間知之君 ただいまの点は、弁理士会等もこれを要望しているように伺つておるわけです。

同じくこの優先権主張の範囲に關しまして、四十二條の二の優先権の主張は、出願の際の願書、願い書だけなのか、それとも明細書の記載事項にまで及ぶのか、あるいは後ほど、後日出願の分割を行うときに優先権がどこまで及ぶのか等、若干の疑念が残つてゐるわけでございます。この点の考え方はいかがですか。

○説明員(小花弘路君) 優先権の主張は、主張をすることを願書に書いていただくというのが趣旨でございます。優先権の中身となりますと、どこまでがさかのぼるかといふことは願書に添付してあります明細書及び図面に書いてある中身でございます。

それから、一たん優先権が認められて出願が成立しますと、今度後ほどそれを分割するといふ場合がありましても、それはそれと優先権がついて回ることになります。ただ、そのときまた手続をとつていただくことは必要でございます。

○福間知之君 今回この優先権制度の採用に伴ひまして、先ほど触れました追加の特許制度、あるいは補正却下後の再出願の制度が廃止されるわけでございますが、そのいずれもが、今日までの利用実績がそんなに多くないといふことも理由の一つであらうし、また国内優先権制度の中でカバーされる部分がかなりあるといふことだろうと思ふんです。

確かに今特許制度を利用している八〇%が、主要な三百ぐらいの企業によつて占められていて聞いておりますけれども、そういう大企業、中堅企業の特許制度といふことの嫌いがあると思ふれば、これは今後は、行政の立場としては少しく問題意識を持つて改めていかなきゃいけないと、そういうふうに通ふんです。広く国民一般の発明をひとつ奨励していくという立場が行政の立場だろう、あるいはこの法の目指すところだろう、そういうふうに通ふんです。そういう点に對するきめの細かい運用、配慮をひとつしていかなくやならぬ、そういうふうに通ふわけであります。先ほど来のこの法改正に伴う現状の変更といふことに伴つて、国民のある層に不便がもたらされるといふふうなことは極力ひとつなくしていくようにしていくべきだろう、そういうふうに通ふわけです。

もちろん余り冗長な救済制度を持つていふといふこともいかなものかとは思ふわけでございますけれども、そういう点で今回のこの法の改正は非常に判断が難しいんですが、あえてこれはもう後ろ向きに否定しざるべきものではないか、そういうふうには思つておりますけれども、特段の今後の運用における配慮をお願いしておきたいと思ひます。

次に、出願件数、特許なり実用新案の最近の出

願件数がどうなっているのか、その伸び率がどうなのかということをお伺いしたいのですけれども、大体手元の資料でも大きく違わないと、こういうふうに思いますので、質問を少しはしよりたいと存じます。

特許が毎年七％以上の伸びで、非常に顕著なんですけれども、実用新案の方は、高度成長時代から見るとずっと少なくなっておりますが、この傾向というものは、私は当然といえば当然ですし、ある見方からすれば望ましいと思うのですが、当局はどのように見えていますか。

○政府委員(齋田信明君) 過去をちよつと振り返つて考えてみますと、過去において、例えば昭和四十年におきましては、特許出願が八万件、それから実用新案が十万件ぐらいのところでございます。これが五十五年でちょうどバランスいたしましたして、十九万件、十九万件ぐらいになっております。

現在、先生御指摘のように、五十八年で申しますと、特許が二十五万五千件ぐらいでございますから、実用新案が二十万件というようなことになって、完全に逆転いたしました。これはもう御承知のように、特許と実用新案の違いと申しますのは、どちらかといいますと、実用新案は小発明という、言葉は雑かも知れませんが、そういう言い方をしますと、やはり日本の研究開発あるいは技術開発というものがだんだん高度化してまいりまして、これが特許の数にも出てきたというふうな私ども思っております。しかも、これはやはり、この傾向というのは、私どもも特許協会のメンバーあるいは中小企業の方々等にもお伺いする機会がございますけれども、この傾向は今後とも続いていくであろうということを民間の方々も申されておりますし、私どももそうではないかというふうな思っております。

○權聞知之君　ところで、この毎年の特許出願件数が増加するのに対しまして、審査官の定員を取り上げてみますと、五十五年は九百六人、五十六年は八百九十七人、五十七年は八百八十六人、五

十八年は八百七十四人、昨年、五十九年は八百七十一人、そしてことし、六十年は八百六十六人、ずっと一貫して減少を示しておるわけでございますが、その結果として、未処理件数が増加をし、審査期間が少しずつ長期化する傾向が出ています。現在その審査期間は、ほぼ二年五カ月余りと言われておりますが、十年後にはこれは七年ぐらゐ審査期間がかかってしまうんではないかと目されておるんですけれども、この点をどのようにお考えになつて対処されようとしておるのか。ペーパーレス云々はもちろんありまするし、後ほどちよつと触れたいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(志賀実寿) ただいま先生からいろいろお話がございましたように、出願件数がふえ、かつ内容が大変複雑で難しくなってきたというようなこともございまして、またその審査官の定員が減少傾向にあるというようなことから、この審査処理期間が最近やや長期化の方向を示しているわけであります。五十八年度で申しますと、先ほど先生からお話がございましたように、二年五月月というような処理期間ということになっているわけでございます。私もこのような傾向に對しまして、やはり工業所有権制度の基本というのは、できるだけ早く権利化をしていくということが大変大事なことであらうということから、このような傾向に對して、やはり早急に對策を講じていかなければいけないというふうに思っているわけでございます。

私もがとっております対応策といはしまして、一つはペーパーレス計画の推進ということでございまして、ペーパーレス計画と申しますのは、先ほどもちよっとお話し申し上げましたように、この特許庁のいろいろな行政事務を一貫してエレクトロニクス化していこう、こういう計画でございまずけれども、このペーパーレス計画を五十九年度から十年間で仕上げていこう、それによつて審査の効率化というものを実現していこう、こういうことを一つ考えているわけでございます。同時にもう一つは、出願人側に対して、や

はり適正な特許管理をやってほしい、そういう指導を従来からもやっていたわけでありますけれども、それを強めていこう。それによって、ややむだではないかと思われるような出願あるいは審査請求、そういったものをできるだけ合理的なものにしてもらおう、そういうことを対策の一つとしてやっているわけයි。

なおもう一つの方法といたしまして、審査体制を効率化していくことも考えていくことが必要ではないかということでございまして、この点については現在いろいろ内部的に検討をしているところでございます。

もちろん人間もふやしたかどうかということがあるわけでございます。これは先ほど先生からお話のごさいましたように、審査官の定員が最近減少傾向をたどっているわけでございますが、私どもといたしまして、この審査官の人員の確保につきましては、関係方面にいろいろ特許庁の実態というものを話をいたしまして、特段の努力をやっているところでございまして、審査官としては減っているわけでありますけれども、審査、審判官ということで見ますと最近は横ばいというようなことになっているわけでございまして、いずれにいたしましても、必要な人員の確保につきましては今後も私どもとして最大の努力を傾けてまいりたいというふうに思っているわけでございします。

○播聞知之君 アメリカでも、ペーパーレスとい
いますか、コンピュータ処理に向かって研究を
進めておるようです。そして、一部の資料により
ますと、アメリカでは審査官の人員をふやしてい
るということも聞いているんですけれども、これ
は後ほどペーパーレスの関係のときに、場合に
よつては少し話を蒸し返したいと思うんですけれ
ども、さしあたつてはそういうことで、出願件数
がふえてきてなかなか各国とも大変だ、特に日本、
アメリカ等は大変だということを前提といたしま
して、これからこの問題に当たつていかなきやな
らぬということだけを指摘しておきたいと思うん

です。

ところで、特許情報というのは行政にとっても非常に重要で、企業やあるいはまた技術者、研究者にとっても価値の高い代物でございます。これが年々累積しておりまして、現在二千八百万件、激増しています。これが十年後には、特許庁の資料によっても、ほぼ五千万件を場合によっては突破するのではないかと、こういうふう言われておるわけですが、したがってこれについて、当局としてはこれからの対処策について頭が痛いんじゃないか、そういうふうに思うんですけれども、そういうふうにしていかれようとしているのか。あるいはちなみに今特許庁の資料館というのがありますけれども、これは新総合庁舎の設立とあわせて拡充していく、こういうことだろうと思えますし、その新総合庁舎が四百数十億という金を投入して建設されると聞いていますけれども、概要は大体固まっているんでしょうか。

○政府委員（小川邦夫君）　ただいま先生御指摘ございましたように、膨大な特許情報の蓄積、そして内容も高度化するので、利用、活用が非常に難しくなってくる趨勢にある、その対処策といったしましてペーパーレス計画を進めていくわけですが、またスペース問題もあわせ考慮しますと、ペーパーレス、スペース問題、ともに解決するための措置として庁舎建設計画を考えておりますことは、御指摘のとおりでございます。

先ほど引用されましたように、庁舎の建設計画、総資金は今の換算でまいますと、四百二十億程度の建設費等の費用が必要でございまして、六十年度的予算におきましては、新庁舎の設計費を計上していただいております。

そして、私どものスケジュールといたしましては、六十一年度から現在でございます特許庁本庁舎を取り壊しまして、その地に新しい庁舎を建設いたしましたして、六十三年度の秋には新庁舎完成をいたしますことによつて、六十四年度早々から、ペーパーレス計画の一部でございます電子出願の受け付けができるような体制に持っていきたい、

そういうスケジュールを今考えております。

○福岡知事 新総合庁舎は、財源のめどがつく限りにおいては結構だと思ふんです。余りにも古過ぎますので、技術の先端を扱う省庁のやかたとしてはいささかみすばらしいと、私個人も感じているところですから、これは大変喜ばしいんですけれども、そのために、財源集めのために値上げをやはり考えていかなきゃならぬとか、いりんなまた不都合も多少介在してくるような心配でございます。これは今後十分検討をされていかなきゃならぬと思ひますが、まずはそういう方向で、四百二十億円ですが、膨大な金を投下して六十四年からそこで仕事を始めると、こういうことですから、それは承っておきたいと思ふんです。

ところで、今、地方の閲覧所が百カ所余りあると聞いていますが、その概況と、これからの拡充の計画、さらにはJAPATIC、財団法人日本特許情報センター、このオンラインサービスでございますが、ちよつとなじみのない法人でございまして、競輪や競艇のあれじゃございせんので、無理からぬところがありますが、この利用状況についてお伺いします。

さらに、発明協会もこの特許情報の提供を行っているとお伺いしますが、この業務の内容、あわせて、JAPATICと発明協会との統合が今問題になっておりますけれども、これはことしの早い時期に統合されるんじゃないかとも言われておりますが、その理由、あるいはまた今後の計画、そういう点をまとめてひとつお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員小川邦夫君 まず、地方閲覧所の利用状況と拡充計画でございますけれども、先生御指摘のとおり、全国に地方閲覧所は百八カ所ございまして、各通産局であるとか、公立図書館とか、公立試験場、あるいは商工会議所、発明協会地方支部といったようなところに設置されておるわけでございます。この地方閲覧所の利用というのは年々増加傾向にございまして、五十八年度の利用者数、地方閲覧所合計をばいいてみますと、二十

万人の利用者があるということで、非常に活発に利用されておるといふことでございまして。

それに対して、では施設が十分かといふことでございまして、だんだんこのような利用の活発化の中で、スペースが狭隘化するというところ、さらには資料の充実の声も出てきておるといふ実情にございまして、スペースの拡充等の措置は、実は六十年代の予算におきまして、まず福岡、広島、名古屋といった、特に狭隘化しておるところについて拡充措置を行うよう予算を計上していただいたわけでございます。そのほかの通産局閲覧所の拡充も今後検討していきたいと考えております。

それから資料の充実、内容の豊富化という観点では、地方閲覧所におきますマイクロ化をなるべく促進しようとか、あるいは索引類、参考図書類を充実するということもこれまでやってきておりますが、今後も引き続き進めていくことにしております。

以上が地方閲覧所の関係でございますが、次にJAPATIC、日本特許情報センターでございますが、この特許情報センターは、四十六年度に設立されたものでございまして、やはり特許情報の利用が激増し、かつコンピュータによって解析処理したりあるいはサービスするという時代になつてきたものですから、そういった電算機処理による特許情報の処理、加工、提供といったものを行うためにこのセンターが設立されたわけでございます。このスタート段階ではなかなか利用が必ずしも活発でない時期もございまして、苦しい時期がございしましたが、近年やはりコンピュータリゼーション、オンライン化の進展も反映し、特許情報のニーズも高まっていることもございまして、非常に利用が活発化しております。現在のこの特許情報センターの事業規模は四十億程度の規模になっております。

それから、他方発明協会でございますが、これは非常に古い法人でございまして、明治三十七年に設立されて、常陸宮殿下を総裁に仰いでおります団体でございます。事業といたしましては、

発明奨励事業、それから特許制度の普及事業といふものをやっております。加えて特許情報サービスといたしましては、例えば公報類の販売といったようなこともあわせて行っております。

最後の御質問でございます。この特許情報センターと発明協会との一元化の問題でございますが、ただいま申し上げましたように、特許情報といふものの情報量がふえ、かつコンピュータによつて処理し、それをオンラインで提供するというふうな、非常に情報の内容もその利用のされ方も高度かつ複雑になる傾向にございまして。そういった中で、よほどその状況に対応できるように特許情報の一元的な集中、加工処理、提供ができる組織が必要だといふことから、私どもは現在日本特許情報センターと発明協会の行つております事業のうちの特許情報サービス事業の部分を合せて一つの新しい法人をつくることにいたしたいと考えております。

先ほど御指摘ありましたように、三月末日まで何となくかまどめようといふことで、関係団体相談してまいつたわけでございますが、やはりより利用のされやすい形に持つていくためには、さらにきめ細かい詰めを当事者で行う必要があるといふことから、若干おくれれておるわけでございますが、この新団体の必要性にかんがみ、できるだけ速やかにその詰めを終えて発足させる方向で進みたいと考えております。

○福岡知事 ところで、JAPATIC、発明協会の統合などは、私は適切に検討された上のことだろうと、こういうふうにお伺いします。特に問題視してありませんけれども、統合されればさるるで、より効率的あるいはまた業務の面では充実した業務をするように対処を願ひなかならぬと思ひます。

ところで、いわゆる今もお話が出ていましたペーパーレス化の問題に関連してお伺いをしたいと思うわけですが、まず現在未処理の件数といふのは年間具体的にどういふ状況なのか、あるいは逆に言えば処理件数は年間どうなっているのか、あるいはまた、ペーパーレスの関係で十年ほど先の見通しといふのはどのように持つていられるか、まずお伺いしたいと思ふんです。

○政府委員志賀孝君 特許実用新案でお答えをさせていただきます。ただいまわけでありましても、最近の処理件数で申しますと、大体二十万件前後でございまして、片や出願審査請求件数は逐次伸びておるといふこともございまして、未処理件数は逐次ふえてまいつております。五十八年度で申しまして約五十万件でございまして、その結果といたしまして、先ほどもお答えいたしましたように、平均処理期間が二年半、二年五カ月というふうな状況になっておるわけでございます。

○福岡知事 ところで、この審査の迅速化のためにコンピュータの導入、ペーパーレス計画といふものが不可欠だと、こういう結論に立つておられると思ふんですが、ペーパーレスといふだけで、コンピュータ化といふだけで、何となく漠然としたイメージはできるんですけれども、具体的にかなり問題をばらんでおるんじゃないかと、そういうふうには思ひます。

今、当局は、この審査業務の何割がコンピュータによる処理が可能と考えておられるのか。審査官のかなり人数が、一日じゅうキーワードとディスプレイに向かつて座つていなきやならないのか。言うならばイメージですよ。皆さん方の出されたこの資料を見ましても、図解でいろいろ書いておられるわけですが、一言でわかりやすく言つて、どういふイメージの仕事の処理方法になるのか、これをまずお伺いしたいと思ひます。

○説明員梅田勝君 ただいま先生の御質問でございますが、審査業務といふのは大体こういう段階になります。つまり、最初に出願されてきたものを、まず発明を読みまして理解をするといふことが第一の段階でございます。これは、技術が非常に高度化、複雑化しておりますので、非常に大きなロードを占める部分でございます。それから

その次に、その発明の内容を理解いたしますと、今度はその従来の技術との対比において同じような技術があったか、あるいは似たような技術があったかというような、そういう資料の検索という業務を行います。それから、第三ステージといまして、似たようなものが出てまいりますと、それと今自分が審査しているものと対比判断という業務がございます。それからその次に、対比判断の後に、これはやはり拒絶すべきものと、あるいはこれは登録すべきものというふうに判断いたしました後で、出願人に対する指令といましようか、出願人に対する通知書を書くというような段階がございます。審査のフローを申し上げますと、今申し上げましたように、非常に大ざっぱに申し上げまして四段階あるわけでございます。

このうちで、それじゃコンピュータリゼーションがどこまでできるのかと、どういうところかコンピュータリゼーションできるのかという御質問だろ

うと思ひますので、それに従つてお答え申し上げますと、先ほど申し上げました第二の段階の、従来の技術の中で今自分が審査しているものと非常に似通ったものがあるのかという、探すという業務がございます。これは従来の紙のファイル

になつておりますので、それを手でいろいろ探しておつたわけなんですけれども、それがコンピュータに入つておきますと、検索するためのキーというものをいまして、比較的簡単に探し出すことができるというところ、この部分が、審査というサイドからいいますとコンピュータリ

ゼーション化ができるんではないかと思ひます。それから、そのほかには、出願人に対する通知等々の起案におきまして、通知書をつくるという段階で一部コンピュータを利用することができ

ると、こういうことでございます。定性的に申し上げますと、今申し上げましたように、明細書の中を讀んで発明の理解をするというところは、これはもう人間でないといけませんので、これはコンピュータは無理でございま

す。それから、第二のステージの資料を捜し出すというところは、コンピュータ化が可能だということでございますし、それから第三段階の対比判断というものは、これは人間の頭脳でやる行為でございまして、これもコンピュータ化は無理というところでございまして、起案のところ、出願人に対する通知というところは一部コンピュータ化が可能かと、こういうふうなことでございまして、その他今の状況で申し上げますと、審査官はそういう審査の本流以外の仕事もいろいろやはりやらざるを得ないという問題がございます。例えば、今審査部に対して資料が大体百五十万件ぐら

い年間到着するわけでございますけれども、それをきれいに審査官がファイル分けをするとか等々の資料整備の時間がございます。そういうものはコンピュータ化によつて、いわゆる審査の本務以外の部分につきましてはできるだけコンピュータリゼーションによつてロードを軽減したい、こういうふう

うに考えておるわけでございます。大体審査におけるコンピュータリゼーションのイメージというのは以上申し上げたようなこと

でございます。○補聞知之事 作業のステージはほぼそういうことだろと思ひますけれども、そこで、一番素人でも感ずることは、先ほど処理件数は年間

は二十万件と言われましたね。出願が実用新案を入れて五十万件ほどと言われました。それをすべて最初からその中身を判断してとつちやるんだ

けれども、それは判断して処理できているのが二十万件だと、出願は五十万件だと。仮に二十万件でも、その判断をして、これは今度はインプットし

なきやいかぬですね、コンピュータに。入力の大作業量になると思ひます。これはかなり膨

大な作業量になると思ひます。しかも、聞くところによると、行く行くはこれ、第五世代のコンピュータを利用するといふことが考慮されて

のことだと聞いているんです。今アメリカでもまだそこまでいっておりません

し、第二世代、第三世代いよいよ第四世代かといふうなところで、まだハードそのものが日本でもこれは目鼻がついておりません。これは通産省もバックアップして、いろいろと民間と開発を進めておるわけですが、そういうまだ未来のコンピュータというものを前提としてや

っていくことだとすれば、仮にこゝし、来年から徐々に手がけていく場合に、二つ一つの貫性と

いうものがなければ新しい第五世代のコンピュータの機能、そのハードの機能とマッチするソフトを今から用意していかないと混乱が出てくるん

じやないかというふうな気がするわけですね。それで、何ですか、この検索をデータベースと称し

ているこの技術分類のデータベースなうでございませけれども、アメリカではそうではない、そ

うシステムじゃなくて、まだ模索中ではあるらしいんですけれども、インバーテッド・ファイル方式というシステムでアメリカの場合はペーパーレ

ス化に突き進んでいこう、こうしているやに聞いております。多分これには、私も余り技術的に詳しくないんですけれども、いわゆる英語による処理、特にコンピュータもかなり高度な性能を必要とする日本語の処理と違ひもあるように思

ひます。それとすれば、今ペーパーレス、ペーパーレスというけれども、一体どういうシステムで将来の第五世代につないでいくのかという、そういう全体像というものが必ずしも沸いてこない。その間逆に日常作業で審査官その他が混乱すると、むだな労力をかけると、それでいてまだペーパーレスができていないんだから、年間二十

万件以上をさばかなければいかぬというふうな、そういう状況がまず頭に描かれるんですけれども、そういう点のそこはな

いんですかね、果たして。○説明員(梅田勝君) ただいま先生御指摘の点でござい

ますけれども、確かに通産省では第五世代のコンピュータといふのを一生懸命開発していることは事実でござい

ますけれども、今我々がペーパーレスシステムで取り組んでおりますシ

ステムに関する限りにおきましては、第五世代コンピュータといふものを前提として

いるわけではございません。現在の技術で十分こなせるシステム、現在の技術の市販されて

いるコンピュータシステムで十分こなせるレベルのものを対象にしてシステム開発をや

っております。それじゃ先ほど先生御指摘のように、日本はデータベースといふのをや

つておるようだけれども、Fタームというのをお話でござい

ますけれども、Fタームというの

はファイル・フォーミング・タームというふう

に我々呼んでおるわけなんですけれども、これは非常に簡単に申し上げ

ますと、細かい分類というふうに分けられればよろしいかと思

ひます。つまり物事を分け得る場合に分類に従つてA、B、Cとい

うふうに分けるんですが、それを粗くはなかなかコンピュータ化で

利用できませんので、少し細かくいたしまして、分類符号として利用

しております。それじゃ、アメリカのシステムとの関係はどう

かということでございますが、アメリカの場合は、一つは彼らが

言っておりますのは、フルテキストサーチといふことを言

っておりますは、フルテキストサーチといふことを言

っておりますは、フルテキストサーチといふことを言

っておりますは、フルテキストサーチといふことを言

っておりますは、フルテキストサーチといふことを言

っておりますは、フルテキストサーチといふことを言

っておりますは、フルテキストサーチといふことを言

っておりますは、フルテキストサーチといふことを言

っておりますは、フルテキストサーチといふことを言

っておりますは、フルテキストサーチといふことを言

っておりますは、フルテキストサーチといふことを言

っておりますは、フルテキストサーチといふことを言

っておりますは、フルテキストサーチといふことを言

っておりますは、フルテキストサーチといふことを言

というものを融合させるというのが将来の課題だと、アメリカは入り口としてそのフルテキストの方にややウエートを置いておきますし、日本は分類の細かいものの方にややウエートを置いてスタートしている、こういう違いを認めながらも、相矛盾したものではないというふうに議論しておる次第でございます。

それじゃな日本でフルテキストの問題が取り上げられないかということでございますが、これは先生御指摘のように、やはり日本語の文章というものと英語の文章というものとを比べてみますと、英語の方がややフルテキストにはやりやすいという状況でございます。したがって、いずれにいたしましても先ほど来申し上げましたように、いわゆる分類方式というものとフルテキストというものは矛盾しないということでございます。その点で入り口といたしまして、私どももいたしましては分類方式、つまりFターム方式というものをとってやろうとしているわけでございます。

先ほど申し上げましたように、今のコンピュータのレベルで十分間に合うシステムであると考えておりますし、仮に第五世代のコンピュータが出てまいりまして、それに十分乗り移れるデータベースを構築しよう、こういうふうによつていのが現状でございます。

○福岡知事 今お話がありましたように、このシステムはアメリカと比べても特に問題はないと、こういうことで、これは我々素人はちよつとわかりにくいわけですが、フルテキストサーチですか、システムというのと我が方のこのFタームのシステムというの、特に優劣があるわけじゃないと思うんです。日本語に適した検索のシステムというものがどちらがベターなのかという比較の問題だと思ひますので、これは専門的に少しやっていただければいいんですが。

私が気にしているのは、将来、第四、第五というふうな世代のハードを使う場合に、今手がけている一つの方向がそこで混乱が起こつたりしてはい

けないよと。その点が、民間の会社であれば、一つ大きなコンピュータを入れてオンラインのシステムを構築する場合には、いろんな事前評価をするわけですね、まあアセスメント。そういうことは必ずしも特許庁、この場合行われていないのじゃないかという懸念が耳に入ってくるわけでありまして、これは十年かかって二千億あるいはそれ以上の資金を投入してやる一大プロジェクトです、大きなこれは事業だと私は思うのでございましてね。さらには、国内だけではなくて、将来は国際的にも回線を通じて情報の流通を図ろうと、こういうことですからね、多少これは気にしておるわけでございます。これは大臣ね、事前評価というものをある程度やってからかかった方がいいと僕は思うんです。少ない人数でやることですから、やつぱり周辺の専門家の知恵を入れましてやっていかれることが望ましいと、そういうふうにも思うわけでありまして。

細かいことをこれについてはもう少しお聞きをしながらなぬのですけれども、きょうはそこまでやっても、時間の関係があつてどうにもなりませんので、次にちよつと進みたいと思ひます。この財団法人の特許協力センターですね、これにいわゆる今のFタームの入力について業務を委託するといふふうにも聞き及んでおるんですけれども、累積特許情報二千八百万件、これは入力が可能なのかどうか、またこのセンターは、民間からも資金を注入しなかならぬと言われているんですけれども、十分その資金も集まっているとは言えない状況のようでございます。人材もまた民間の特許アナリストのOBが中心だと、こういうふうにも報道されておりますけれども、果たしてそういうことで将来対処するには果たして十分なのかどうか、いささかお寒い状況のようにも感ずるんですけれども、いかがですか。

○政府委員(小川邦夫君) ペーパーレス計画を達成するために、非常にロードのかかる難しい仕事ですが、先ほど来出ておりますFタームの分類づくり、またFタームのそのものの付与でございますが、

今先生御指摘のように、膨大な専門性を持ったマッパワーを動員するこのFターム付与事業のために、私どもは現在それを一元的に管理するものとして新団体の設立を考えております。

ただ、今の段階では、具体的にその新団体の内容がどういふものであるかは現在検討中でございます。また他方、Fタームそのもののデスト的な研究は並行して進めておりますので、その研究の進展を踏まえ、かつ関係者との協議を進めることによつて、新団体をできるだけ早く設立いたしまして、このFターム付与事業を早く軌道に乗せたいと考えております。

○福岡知事 これからの問題だと、こういうわけでございますけれども、いわゆる民間がやつぱりなかなか腰を上げないということは、先ほど来議論しているように、Fターム等の検索システムを用いてペーパーレス化を進めようとする当局の方針というものが十分のみにめない、あるいは疑問を持っているといふふうなことも考えられるわけである、そういう点で多分に、今目指しているペーパーレス化、コンピュータ化といふことは、特許庁のひとりよがりである限りでは困る。これは大方の関係の民間の協力も得なければならぬといふふうに思ひますんで、重々ひとつ慎重な対応を願ひたいと思ひます。

特に皆さん方と一緒に仕事をされている職員の方々、労働組合と言つてもいいんですが、職員の方たちですね、直接の当事者ですから、審査官など、十分話し合いをされまして、そしてその知恵を出し合つて進めていただきたい、そういうふうにも思ひます。

それから、私十二時から議選の理事会がありまして、ちよつとはしりますけれども、コンピュータ化に伴つては、そのほか、この間の世田谷のようなシステムダウンの場合の緊急避難措置などもぜひそれは考えなさいませんし、あるいはまた、今新しいメディアとしてINSなどのモデル実験も行われておりますけれども、将来こういうシステムとどういふふうな結合していく

のかということも伺ひたいと思ひます。その他、幾つか申し述べましたペーパーレス化に向かつての問題点を少し指摘をしたいと思ひますけれども、時間がありません。

特に私は、先ほど中ごろに申し上げた人員の問題については、これは今はこの御時世でございますから、理屈抜きに一刻アツプせよとは言ひませんけれども、アメリカその他の例を見ても、また今から進めようとしている特許庁の新しい業務処理体制、ペーパーレス化を含めたそういう方向に立つても、人員については十分配慮をいたいただくことが必要であらうといふふうに思ひます。

あえて言いますと、最近何人か、思わしい事件が起きて亡くなられたという事柄もあつて、お互いが精神的に余裕が持たないという状況の中で、出願件数に比べてまだ半分以上しか民間処理はできないといふふうな中で当事者が努力をされているといふことについては、やはり十分な配慮を当局としても考えていただきたい、そういうふうにも思ひます。

ちよつと不本意ですが、時間が参りましたので質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(村田敬次郎君) ちよつと一言お答え申し上げます。

福岡委員の先ほど来の御質問、非常に広範多岐にわたつておりましたし、しかも大変大事な問題のこととく突いていただいたように思ひます。特に、出願件数に比較して処理件数がなかなか対応できない、したがって、未処理件数が年々とも多くなる、そこでペーパーレス計画を導入したんだが、これでひとつ十分対応できるかといふうないろいろ御親切な質問をいただいたように思ひます。

ペーパーレスシステムは最先端技術で、電子情報処理技術の特許庁の審査、審判等の行政事務処理に全面的に導入するものでございまして、かつそのシステムは、出願人や特許情報ユーザとも結びついた開かれたシステムであると思つてお

ります。そして、その情報処理量も完成時には我が国最大規模のものとなるということで、極めて高度かつ大規模なトータルシステムでございます。

したがって、ペーパーレス計画の推進に当たって、通産省としても、今御指摘になった所要の人員の確保、あるいは執行体制の充実に努めてまいりますとともに、可能な限りの民間の協力を仰ぎながら、円滑な目標達成を図る所存でございますし、また、特許法等が非常に難解であるという、御指摘に対しましても、非常によくわかりますので、できるだけいろいろな工夫をして、福岡委員御指摘の点に対応してまいりたいと存じます。

○梶原敬義君 一点だけ質問し、承ってまいりたいと思います。

今、福岡委員から最後に質問があり、要請がありました。審査・審判官の職員の問題であります。私は「職員年齢構成表」というのを、六十年の一月一日、特許庁の方からいただいておりますが、これで見ますと、総数が千二百七十九名、平均年齢が三十九・四歳であります。特にこの図から見ますと、三十四歳から四十五歳のところが多いんだ

ごになっておるわけです。いろいろ審査官の資格とかあるいはそういう実務のことを聞きましたら、本物になるまでには四年間とにかく下働きといたしますが、実務の経験をしなきゃ、まあ本物になってどんどんスピード上げてこの審査の仕事ができるのは七年ぐらい大体かかるんではないかと。こういうことをしますと、大体五十二、三歳からどんどんやめていっているような実態があるものですから、そうしますと、今の採用の実態からいきますと、また先ではだんごの状態で採用しなきゃならないような状況になるわけです。これは国のこの経費や何かからいっても非常に効率が悪いわけであります。

ですから、今確かに行革が言われている時期であります、特許庁のこの実態からいきますと、今滞貨がどんどんたまって、二月の五日の日刊工業新聞あたりで見ますと、「滞貨の解消へ決断」と

いう大きな見出しで、実施計画の立ったものから先に審査を始めようという、非常に公平さを欠くような内容の記事も出ておりますが、そういう点からしますと、今ペーパーレス計画で解消するすると言われている、非常に今の答弁の中でも一体どこまでどうやるのかというのはなかなか判断が付きにくい。要するにそういう状況でありますから、ただ行革だから人は入れられないとかいうような、こういう形ですべてを切り捨てていくようなやり方というのはどうも私は現実にはマッチしてないと思うんですね。悪い癖じゃないかと思うんですが、これは横に話飛びますが、第二次世界大戦に我が国が移るときに、初めはいろいろと反対をする者もあつたけれども、最後はどんどんどんどん国民全体がもう同じような方向にずうっと向かつていつて戦争に走つたように、今度の行革のあり方でも、何かもう行革と言わなきゃ悪い、こういうような実態があるにもかかわらず、人の問題については、いやそれは今の行革の時期だからどうにもなりませんという言ひ方というのは、非常に悪い日本の何というか、くせが出てきているような気がしてなりません。

そこで大臣、やっぱり一体実態はどうなのか、実態に合つて物を判断し、解決していくような姿勢をとられるべきではないか、こう思うんです。ですから、行革の実態、今の状況というのはよくわかつておりますが、今のこの滞貨がどんどんふえておるような状況でありますから、そうして私も地域の実態といいますか、つけ加えて申し上げますと、私も地方の選挙区、地元では、やっぱり去年の秋の十月には発明工夫展というのを県が大々的にやって、そして高等学校の生徒やなんかも出願をして、それはたくさんの方が見に来て、やっている。一方ではそういう発明工夫展をやつて、どんどんどんどん奨励をしているんです。特許庁はそれがどんどん出てくると、これまでた処理に困るような状況です。国全体、国民全体から見ると、やはりたくさんいいのが出ることがまた好ましいことであります。特許庁としては余

り出りや手を上げる、だから優先順位をつけて審査をするというような、こう何か相反したような形になっておるわけですね。

そういう状況ですから、申し上げたいのは、もう少し少しやっぱり事態に合ったような要員計画なりを思い切つてつくるのが大事じゃないかと思うんですが、その点だけ、質問といえますか、私の意見を申し上げて終わりたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) 全般的な問題でございいますから、私からお答えをさしていただきたいと思ひます。

ルチームで語られた国際的な言葉で、あるいは権利であるという感じがしておるんでございまして、この分野の重視ということとは幾ら重視してもし過ぎることはないというふうに考えておりまして、機会をとらえて増員要求でございしますとか、適切な措置をとつてまいりたいと思ひますので、よろしくお願い申し上げたいと存じます。

○委員長(降矢敬義君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時二分開會

○委員長(降矢敬義君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

特許法の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○伏見康治君 私は長らく理学部というところで暮らしておりまして、余り実用性のない学問をし

ておりましたので、特許については実是不案内な
んですけれども、特許というものはその精神の上

から申しまして新しいものを創造するというところにあると思いますので、そういう意味では、私

が長らくいわれる基礎研究の分野でやってきたことと同じことをねらっている分野だと思いますの

で、そういう観点からいろいろお聞きいたしたい
と思います。

まず、日本は特許大国とか特許超大国とか言われているというお話なんですが、それをひとつ数

字でちよつと説明していただけないでしょうか。

○政府委員(志賀学君) 私ども、ただいま伏見先

生からお話がありましたように、工業所有権制度というものにつきまして、日本の産業形態を支えます最も基本的な制度であるというふうについておまして、この百年間工業所有権制度それなりに効果を上げてきたというふうに理解をしております。

そこで、日本の特許実用新案の出願の件数でございませうけれども、非常に増加をしましてまいっているわけでございます。先生から特許大國と言われているけれども、現在の世界の特許、実用新案の出願件数というものは、大體年間百万件でございませう。そのうちの四十数%を日本が占めていて、そういう意味におきまして特許大國であるというふうな評価が言われているわけでございます。ただ、これにつきまして特許大國であるという評価、これは一面においてうれしい側面があることは確かでありませうけれども、同時に他面においては、日本の産業あるいは企業の工業所有権というものの管理、これが必ずしも十分発達してないという面をあらわしているところもあるのではないかと、そういう面においては反省すべき点があるというふうに思っています。

○伏見康治君 大変たくさん出願件数があり、そのうち相当数が実は審査されないままにほうつてあるとかいってお話をいろいろ伺っているわけですが、数字が大きいということが、今長官が言われたように必ずしも歓迎すべきことでないということとは明らかだと思ひますが、とにかくこういう制度がある以上は、処置できないまま未処理でたくさんある案件がたまっていくというふうな何っている点はどうもよろしくないと思ひますが、その点について実態と、それからそれをどう今後解消なさるおつもりであるかという点を伺いたいと思ひます。

○政府委員(志賀学君) 特許、実用新案合わせまして出願件数の推移を見ますと、五十六年度から四十七年度に乗りまして、五十八年度におきましては約四十七万五千件でございませう。それに対して審査請求がございまして、五十八年度で約二十三万五千件でございませう。そのうち処理件数が約二十万五千件というところでございまして、過去からの未処理件数と合わせまして、五十八年度におきまして未処理件数というのが五十七万五千件弱ということになっているわけでございます。

そこで平均処理期間でございませうけれども、五十八年度で申しますと二年五カ月というふうなことになるわけでございます。この平均処理期間の動きを見てみますと、特許制度の要するに審査請求制度、それから公開制度、あの辺の改正を行ひましたことによりまして、一時五年を超えておりました処理期間がずっと減つてまいつてきたわけですから、最近再びやや長期化の方向に向かつておる、これが現状でございます。

そこで、それに対する対応でございませうけれども、先生からもお話がございましたように、特許庁として出願があつたものについて、あるいは審査請求があつたものについて、できるだけ早く的確に処理をしていくということが、これは当然私どもに課せられた最も基本的な責務であるというふうな理解をしていくわけでございます。そこでこれに對して対策を講じていかなければいけないというふうな思ひでございませう。

そこで、私どもが現在とりつゝある対策と申しますのは、一つは工業所有権行政全般にわたるエレクトロニクス化でございまして、これを私どもペーパーレス計画と言つておりますけれども、その工業所有権行政全般にわたつてエレクトロニクス化を図ることによつて事務の効率化を図つていこう、これが一つでございます。これは五十九年度から十年計画で実施をするということで計画を進めていこうとございませう。

もう一つは、出願人に対するお願いでございまして、協力要請でございまして、先ほど申し上げましたように、この審査請求あるいは出願の中にいろいろなものがございます。例えば拒絶査定になるもののうちの半分ぐらいは、特許公報を見れば大体これは難しいということがすぐわかる、そのようなケースがございませう。そういうものについては、当然出願する際に、あるいは審査請求をする際によく調べていただければ、そのような出願あるいは審査請求は行われなかつたであらうと思はれるわけですが、あるいは実際に権利化

されたものにつきましても、特許権として実施をされておりますのは、これはいろいろな調査がございませうけれども、五割ぐらい、半分ぐらいであらうというふうな言われているわけでありまして、そういう面からいっても、必ずしも出願人側の特許管理というものが十分行われていないというふうな判断されるわけでございます。そういう面から出願人業界、特に大企業業界が中心になりませうけれども、特許管理の適正化というものについて強くお願いをしていこうとございませう。そういうことによつて、出願あるいは審査請求の適正化を図つていこう、これが第二の対策でございませう。

そういうことで現在対策を進めているわけでありませうけれども、同時にもう一つ、特許庁サイドにおきましても、審査のやり方というもののについて、限られた審査能力でございませうから、もう少し実際に適したそういう審査のやり方というものがないうであらうかと、そこで現在検討をしていこうとございませう。そういうふうないろいろな対策によりまして、この処理期間の長期化というものの對して取り組んでまいりたいというふうな思ひでございませう。

もちろん、もう一つ基本的な問題といたしまして、人員の確保の問題が実はあるわけでございます。審査官の定員が、審査、審判官合わせまして、大體最近では横ばいになっているわけでありませうけれども、審判の方の遅延が特に著しいということとで審判官の人数にウェイトを置いていられる関係もございまして、審査官の定員というものがこの数年減少しているわけでございます。この点について十分の対応というのを私ども努めていかなければならないというふうな思ひでございませう。

○伏見康治君 今長官のお話では、対抗手段としていろいろ述べられた中では、一番最後に人員の増加と云われたわけなんです。一番手早いのは人員の増加ということではないかと実は思ひます。このパンフレットの中を見ますというと、一遍

頭打ちになって、それからこの数年間は下がっているというわけですが、この数年間の間も特許件数の方はどんどんふえていると思ひます。ございませうが、その趨勢に對して審査官の数が減つていくということとは、ちよつと疑問に打たれざるを得ないわけでございます。それはもちろん行政改革とか人員整理とかいう一般的原则に沿つての傾向かとも思ひますが、特許庁の御努力があるいは足りないのではないかと、こういう感じを受けるんですが、その点いかがですか。

○政府委員(志賀学君) 先生御案内のように、大變現在難しい局面に政府全体としてあるわけでございます。ただ、そういう中で、やはり必要とすることはできるだけ人員を確保するというところで私ども取り組まなければいけないというふうな思ひでございませう。これは特許庁の中でも、どこに重点を置いて人員をつけていくかということも考へております。あるいは通産省全体の中でもいろいろ考へて、人間の確保、限られた人間をできるだけ必要とすることにつけるということをやつていこうとございませう。

(委員長退席、理事齋藤三郎君着席) ただ、いずれにいたしましても、特許庁の実態から申しまして必要な定員の確保に最大限の努力を傾けていきたいというふうな思ひでございませう。

○伏見康治君 人員の件につきましては後ほどまたお伺ひしたいと思ひますが、長官が言われました、日本がなぜ数字の上での特許大國になつていられるかという理由づけの中に、まだほかにも要素があると思ひます。一つは、昭和三十四年度でございませうが、一つは、昭和の特許の対象になるべきものと、それから実用新案の対象になるべきものと、それから実用新案の対象になるべきものが一つ袋の中に入られませんでしたという点が私を言つていられるのではないかと思ひます。つまり、非常に質の高い、創造性の高い出願と、それから非常に質の悪い常識に毛の生えたようなものが混在して、いわば玉石混交であつて、その石を始末するために

時間をとられて、大事な玉の方を処理しかねてい
るといったような面があるのではないかと思うん
ですが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(齋田信明君) 先生御承知だと思いま
すけれども、特許法の三十四年法の当時には、私
ども大正十年法と呼んでおりますけれども、その
ときの適用新案は、「物品二箇三形状、構造又は組
合ハセニ係ル実用アル新規ノ型ノ工業的考案ヲ為
シタル者ハ其ノ物品ノ型ニ付実用新案ノ登録ヲ受
クルコトヲ得」というふうに書いてございまして、
これが三十四年当時になりました。現行法に
変わったわけでございまして、現在では考案
というのは、自然法則を利用した技術的思想の創
作でございまして、そのうちの物品の形状、構造
または組み合わせに係るものということで規定し
てございます。

それで、旧法時代にはそれを実用新案の型説と
呼んでおりましたけれども、これらの型説をとる
ことは是非について当時いろいろ議論がございま
して、それで実用新案と特許とを同じラインに並べ
ると申しまして、発明と小発明ということに
並べたわけでございまして。

当時、旧法時代の実用新案の公告率は、公告率
と申しますのは拒絶されるものと許されるものと
の比率でございまして、その当時もやはり
四五%ぐらいだったと思いますが、現在でもやは
りそれは変わっていません。それから特許におきま
してはその当時も四五%ぐらいだったと思いま
すが、現在も大体変わっていません。

〔理事斎藤三郎君退席、委員長着席〕

そういうことで、先生御指摘の点は、必ずしも
その制度が変わったために実用新案の特許の中に
流れ込んだというふうには私どもは考えておりま
せん。むしろ特許出願の比率の高まりといいま
すのは、我が国の産業界における技術開発の高度化、
それからその成果である新技術の内容の高水準化
と申しましうか、そういうものを反映したもの
というふうに私どもとしては考えております。

○伏見康治君 確かに日本の過去二十年ばかりの

間の経済成長というものは非常に高くて、日本の
経済界の技術水準というものは非常に高きに盛り
上がっているわけでございまして、その点を数字
で確かめたいのですが、いわゆる大手が占めてい
る出願件数の割合といったようなものに関する何
か数字はございましてか。

○政府委員(齋田信明君) 出願の上位から順々に
並べてみますと、上位の方がかなりの件数でござ
いまして、それを上位から何位までというふう
に順々にとってまいりますと、上位十社の出願の割
合といましようか、それが現在は二八%を占め
ております。四十六年当時はそれが確かに二一%
ぐらいでございまして、二八%というこ
とでございまして、百位までをみますと、百位
までで大体五七%というふうになっておりま
す。

○伏見康治君 そういうふうに大きな会社があ
んどを占めているということになりますという
と、その大きな会社を相手にして協力を求める
ということは比較的容易なわけでございまして、個
人個人の発明家が応募されるというのを何とか規
制しようとするのは非常に難しくても、相手の数
が少なければ、その協力を求めるということは比
較的容易だと思ふのですが、そういう意味ではど
ういう協力を具体的に求めているわけでしょう
か。

○政府委員(志賀学君) 先ほどもちよつと申し上
げたわけでございまして、出願人サイドに
対しまして、特許出願あるいは審査請求に際して
十分に調査をして、企業として、出願人として本
当にそれが必要かどうかということも十分判断し
て出願をし、あるいは審査請求をしてほしいとい
うことを要請しているわけでございまして、これ
は先生のお話にございまして、協力要請とい
うのはやはり大企業業種が中心になってまいりま
す。例えば先般も実は私お願いをしたわけであり
ますけれども、鉄鋼五社の重役とお目にかかりま
して、こちらの特許庁サイドの実情を申し上げて、
協力要請をしたところでございまして、電

気関係であるとか、自動車であるとか、そうい
たいいろいろな業種につきまして、協力要請をこ
数年、五十一年から実施をしてまいっているこ
ろでございまして。

それで申し落としましたけれども、その結果と
いたしまして、そういった大企業の出願件数が非
常に多いところの審査請求率というのは、平均よ
りもかなり最近低下してまいっているわけでござ
いまして、そういったところから審査請求をかな
り慎重にやっていたらいいというふうには私ど
もは理解をしております。

○伏見康治君 そういう相当のプロポーションが
規模の大きい会社の問題であるというふうにい
たしますと、そういう会社は非常に大きな調
査能力を持つておられるわけでありまして、事前
に自分から出そうとするパテントに似たもの
があるかないかといったようなことは、初めから
もう十分調査済みであるような感じがいたします
んですが、むしろ素人発明家といったようなもの
はそういう能力がないために、もう既に出されて
いるものをまた出すという機会が多いと思うん
でございまして、大きな会社がなおかつ特許庁と
しては思わしくないような出願をするという傾向
が元来あるというふうには私には考えられないわ
けですけれども、そこはどういうふうに見たらいい
んでしょうか。

○政府委員(志賀学君) そこはいろいろな見方と
いうのがあり得ると思ひますけれども、一つの
ファクターといたしましては、これは特許管理に
ついての意識が十分でないという側面というの
があるというところは否定できないと思ひます。これ
は業種別、あるいは企業別によりばつきがござ
います。非常に特許管理をきちんとしてやって
おられる企業もありまして、それから産業別に申しま
すと、ある成熟段階になりますと、例えば化学業
界なんというのは、これはかなり特許管理を厳正
にやっておられるような業界ではないかというふ
うに思ひます。そういった業界としての一種の成
熟段階と申しましようか、そういった面もあろう

かと思ひます。同時に、また、同じことかもしれま
せんけれども、非常に日本の場合競争が激しい、
そういう側面があるわけでございまして、その辺
の産業内部の激しい競争の反映ということもあ
うかと思ひます。

○伏見康治君 その点で、企業内部の非常に大き
な、少しでも早くいけばつばをつけておこうと
いったような気持ちで非常に濃厚であらうあろう
というところは察しがつくわけでありますが、そ
ういう意味合いから申しますと、今度の改正法案
の中で優先権というんです、前に出したもの
に後で何かつけ加えて、そして前の日付をいわば
とることができるといふこの法の改正の方針とい
うものは、そのつばをつけるという動きをむしろ
刺激するのではないかと。つまり、後で何とかな
んだから、今の段階では十分吟味しないままに、
とにかく出しておけという気分を非常に醸成して
しまふのではないかと。その点はいかがでしょう

○説明員(小松弘路君) 今の先生の御指摘の点に
関しまして、実際に出願を審査しておりますよ
うな立場から物を見させていただきますと、中身が
何にもないままに請求範囲だけ広く書いてくる
という例が絶無とは申しませんが、現在の日
本の実例の中においては非常に少のうございま
す。

ただ、具体的な裏づけがやや少ないままに、今
先生御指摘のように出願を急ぐ余り出願をする
というケースがないわけではございません。そう
いふ場合には、具体的に申しますと、明細書の中
に開示された範囲だけが後々権利として有効に機能
するといふようなのが実際の審査のプラクティス
になってございまして、それで今度の優先権制度
というものができまして、それで今度の優先権制
度については後から補充することが確かであるよ
うな形になります。それは、最初発明者の方が着
想された広い範囲を、それぞれ具体的に裏づけされ
た時点でもって保護をきちんとしていくという形
で、むしろ先生の御心配になられます思ひつ

けの出願というのは、かえって減るのではないかと
いうふうには実務的には考えられておるところで
ございます。

○伏見康治君 私は必ずしもそういうふうな理解
できないんですが、そこは意見の相違ということ
になるかとも思います。

いろいろな意味で、私は特許制度というもののが何
か事態に即さない古い考え方がそのまま残ってい
て、そのためにいろいろとまずい点が起こってい
るのではないかと、先ほどの実用新案とそれ
から特許との間の区別が不明確になったというこ
とを申し上げたつもりなんですが、そういうよう
なことがほかにもあるのではないかと。

実は特許制度を十分に吟味したわけではないの
で、余り証拠を挙げることはできませんのですが、
たまたま特許弁理士の試験ですね、試験のその試
験科目というのを拝見いたしましたら、少なくとも
私の科学技術的な観点から申しますと、ここに
掲げてある試験科目というのは、材料力学、構造
力学、機構学、熱及熱機関云々といったようなも
ので、非常に古典的な学問ばかり並んでおりまし
て、恐らく現在のパテントの大部分を占めるであ
ろう情報関係のお話であるとか、エレクトロニク
ス関係のお話であるとかいうようなものはこの試
験科目の中に出ていないんですね。恐らくこれは
明治時代あるいは大正年間あたりにつくった試験
科目をそのまま保存しておられるんじゃないかと
思うんですが、そういう意味での特許制度全体の
近代化ということが何か怠られているのではない
かという印象を受けるわけですが、何か御説明願
えますでしょうか。

○政府委員(小川邦夫君) 先生御指摘の弁理士試
験におきましては、現在論文、筆記試験の選択科
目というものは四十一ございまして、確かにこの科
目構成につきましてはやや古いのではないかと、また
新しい、先ほど先生の御指摘になられましたよう
な分野、情報工学だとか遺伝子あるいは原子力と
かコンピュータ、そういった分野について、
もっと明示的に取り込んだ仕組みにすべきではな
いか、こういう議論確かにございまして。私もそ
ういう意味では、この試験科目の構成につきまし
てもこれは関係者のいろいろな議論がございま
す。弁理士の皆さん方の中にも議論がございま
す。その関係者とのコンセンサスを十分得ると
いうことが必要でございまして、そのコンセンサ
スを得られた段階では、必要に応じて手当てする
ことが必要と考えております。

ただ、試験の科目ということだけではございま
せん。弁理士制度全般につきましても、実は
ペーパーレスが進展しますとか、あるいは国際化
が進展する中で、今の弁理士制度が非常にフィッ
トしているかどうかという点は問題点であろうか
と思われまして。そういうことから特許庁といたし
ましては、弁理士会とそのような制度のあり方の
問題につきまして懇談会を開催いたしまして、意
見交換を進めておるところでございまして。そう
いわけで、今後とも引き続きこういった検討を続
けまして、関係方面のコンセンサスを得られれば、
そういった制度の改善ということに着手してい
る所存でございまして。

○伏見康治君 どうかその方向で、制度そのもの
の近代化をひとつ目指していただきたいと思うん
でございまして。

そういう際に、やはり特許の問題というものは、
今度の法律改正がそうでありますように、国際的
な視野というものが非常に必要だろうと思うん
ですが、よその国の特許の制度というものと比較
いたしまして、例えばアメリカと日本とを比較
いたしまして、どういふところが大きな違いであ
るか。それでどういふ違いは、本当は国際的には全部統
一するのが私にはいいと思うんですが、その違いが
なおかつ保存されなければならぬ理由といた
す。ようなものをいかに答えたいと思いま
す。

○説明員(小花弘路君) 今先生御指摘のところ
でございまして、各国の特許制度というのはそ
れぞれの歴史を持っておりまして。特許制度は文化
の遺産だと言われますように、それぞれの国の文

化の影響を強く受けておるところで、非常に違っ
た形でスタートをしてございまして。

今例にお挙げいただきましたアメリカと日本の
場合を比較して一番大きな違いといえますのは、
日本では先に発明した人に権利を与えるというよ
うなシステムをとっておるといふ点があるのに対
しまして、アメリカは先発明主義といまして、
先に発明した人に特許を与える、こういうやり
方をとってございまして。この利害得失につきま
してはいろいろ議論があるところではございま
すけれども、先願主義といふのも、だれが早いかに
いうことを一律的に決め得るといふ点では非常に大
きなメリットのあるやり方だと言われております。

また逆に、先発明主義といふのは、本当に先に発
明した人に権利を与えるという意味では立派な制
度なわけではございまして、だれが最初に発明した
かというところを決めるのになかなか難しいところ
があつて、制度的にいろいろな手当が必要である
というような点が、日本とアメリカの一番基本的
な違いがまず一つございまして。

それから、それ以外にも、日本では請求範囲と
いうのを書かせる。特許を取るときには自分が権
利を取りたい部分を請求範囲というところへ書く
わけではございましてけれども、それへの書き方等
につきましてもそれぞれの国のルールがございま
して、完全に一致しているとは言えないのが実情で
ございまして。ただ大筋におきましては共通してい
る部分が相当多いといふふうに考えられます。

○伏見康治君 国との違いがあるといふことはよ
くわかるわけで、その伝統によつて物の考え方が
違う。しかし今おっしゃった先発明的な要素も日
本の特許の中に完全にはないわけではないわけだ
すね。例えば公知の事実といふのがあつて、たと
え特許庁の審査を通つてしまつても、後から見ると
いふとその同じ内容がどこかの学術誌に発表さ
れていたといふような場合には、恐らく訴訟で
それを取り消させることができるんじゃないかと
私は思いますが、そういう意味では昔にさかの
ぼつて本当の発明のところまで行けるということ

はあり得ると思うのですが、その点はどうですか。
○説明員(小花弘路君) 今先生が御指摘になられ
ました点は、特許される発明といふものは新しく
なければいけないといふ点を御指摘になったんだ
と考えます。したがいまして、仮に特許庁の審査
官が見落として、先行の技術文獻があるにもか
かわらず特許したという場合には、当然御指
摘のように特許庁の審判において取り消される
と、こういうことになりまして。

アメリカとの違いで申し上げますと、全く別の
二人の発明者の方がそれぞれ独自に御自分の頭で
違う発明をしたときに、Aさんの方が例えば十日
早く同じ発明をしたと。そのときに遅く発明をし
たBさんの方が先に特許庁へ出願をしようとい
ふとBさんの方に特許が行つてしまふというのが先願
主義でございまして。それに対してアメリカの先
発明主義といふのは、Aさんが先に発明したとい
うことさえ立証すれば、アメリカの特許庁へ出願が遅
くても、Aさんの方に特許が成るといふところが
基本的に違つてございまして、今先生のお
話の、発明が新規であるかといふ点と発明の前後
という点は、厳密な意味ではやや区別しなければ
いけない点ではないかと考えております。

○伏見康治君 また話を元へ戻しまして、むだな
出願をしないようにできるだけ皆さんの協力を仰
ぐといふことが必要だと思つてございまして、一つは町
の発明家といったような立場から申しますと、自
分が十分な調査能力を持っていないで、果たして
自分の発明したものが既に出ていないかどうかとい
うことを調べるのができないといふ場合が多い
わけだと思つてございまして、そういう方が簡単に調べ
られるように、できるだけ調査資料みたいなもの
を公開するといふ方向の努力といふものもなさ
つていられると思つてございまして、その実態はどうい
うなんでしょうか。

○政府委員(志賀学君) 先生お話しございま
したように、特許情報といふものは大変重要な、特に最
近その重要性に着目されております。いろいろな
面で重要性があるわけでありましてけれども、ただ

いま先生からお話がございました、自分でなかなか調査するだけの余裕がない、そういう方々にできるだけの特許情報を提供して自己審査というんでしようか、そういうことができればいいですね、これも一つ重要なことでございます。現在特許情報につきましても、一番整理しておりますのは特許庁にございます万国工業所有権資料館でございます。そこに来られますと、フルテキストで資料が見られるということになっているわけでございますけれども、そのほか地方機関所、これは全国に百八カ所あるわけでございますけれども、そういうところにも、これは場所によりまして、特許庁の万国工業所有権資料館のように必ずしも十分に完備しているわけではございませんけれども、そういった方々がごらんになるに必要な資料は一通整備されているわけでございます。

私もといたしまして、このまず特許庁の万国工業所有権資料館につきまして、実は前々からスペースがやや狭いということもございました。そこでこの百周年を記念するという意味も込めまして、この資料館の座席の数を従来の倍ぐらいに拡大するということも、要するに資料をこちらになりやすくするように努めてまいっておりますし、あるいは地方の機関所につきまして施設の拡充に努力をしているところもございます、そういうの特許情報についていろいろところで手近なところで見られるように施設を整備していく努力、これは今後も続けてまいりたいというふうな思っております。

なお、将来の問題といたしまして、例えばペーパーレス計画が完成してまいりますと、特許庁に非常に大きなデータベースができるわけでございますが、例えばその資料館に端末を入れるとか、あるいは地方の機関所に端末を入れるとか、いろいろのような形でどのようなチャネルでそういったところに情報を流していくかという問題は、なおこれからいろいろ検討しなければいけないわけでありまして、そのペーパーレス計画ができれば、完成し、大きなデータベースが

できた場合に、それをできるだけ早く、的確にユーザーの方たちに流していく、それで利用していただくということとを私は推進してまいりたいというふうな思っているわけでございます。

○伏見康治君 今のお話で、特許情報がかかるべきところに行けば割合に簡単に接触することができるといふ点は大変結構で、その方面に大いに努力していただきたいと思いますが、同時に、そういうところに行くと、やみくもに探しても自分の探しているものが見つかるとは限らないわけですね。例えばそういうところでは、何か分類して資料が置いてあると思うんですが、その分類というものは一種類なんですか。つまり人によって物の見方というものは非常に違うわけで、縦に分類する人もあれば横に分類する人もあるといったようなことで、いろいろな目録みたいなものがないとなかなか探そうと思うものが見当たらないと思うんですが、その辺は十分計画されているのでしょうか。

○説明員(梅田勝君) 先生の今の御質問でございますけれども、今日の日本の特許の分類の場合は、国際特許分類というのを使っております、大体五万七、八千の項目に分かれております。それで一応資料館のファイルもその分類に従って分類しているということでございます。したがって、地方に行きますと、必ずしもその分類どおりにはいいまいしょうか、分類どおりにはファイルが分かれておるといふわけにはまいりませんけれども、少なくとも特許庁の資料館に限りにおきましては、その分類に従ってファイルが分かれております。したがって、その分類を探していただくことで目的とされる情報は得られるのではないかと思います。

それと同時に、いろいろなキートンと申ししましうか、自分の探そうとしている技術の言葉から、その分類がどういふ分類であるかというようにインデックスもつくっております、それも閲覧に供しておりますので、そういう面ではサーチが可能

ではないかと思ひます。

○伏見康治君 キーワードをどういふふうに変換かということが物を探す一番大事な点であろうと思うのでございますが、その辺の整理をひとつよくやっていただきたいと思ひます。

○説明員(梅田勝君) ペーパーレスの場合はいろいろなサイドがございます、事務の処理の問題とか、あるいは公報の発行の問題とか等々ございまして、今先生の御質問は、特に審査との絡みだというふうに理解させていただきます。答えたいとしますと、確かに先生おっしゃいますように、十年計画で計画はしておるんですが、いまは、今我々が持っております資料というのは、先ほど来話が出ておりますように、内外国入れますとほぼ三千万件持っております。したがって、それをいかにきれいに整理するかという問題があるわけですが、それに多少時間がかかるという問題があるんですが、先ほど来話が出ておりますように、いわゆるFタームと言われている、分類の細かいものだというふうには理解していただければ結構かと思ひますが、そのFタームの開発はできるだけ早い時期にやりたいというふうな考えております。

ただ、去年度、五十九年度におきましては非常に少ない分野、ほぼ一割ぐらゐの分野でございま

すけれども、そこを試行的にやってみたということとでございまして、その分野を徐々に広げて、少しテストを繰り返しながら、数年後にぐっと分野を広げて、そのFタームといひましようか、そのインデクシングのやり方というものの、テーブルというものを完成させたい、こういうふうな考えている次第でございまして。そういうテーブルをまず開発いたしました後に、そのテーブルに従って古い文献について、その文献はどのタームに当たるかという解析をやる必要がございますので、その後段の方はそれに時間がかかるかと、こういうことでございまして。

○伏見康治君 今Fタームという私に耳なれない言葉が出てきたんですが、もう一つ耳なれない言葉でICIREPATという何かやり方があるんだそうですが、そしてそれは、何か外国の経験では必ずしもうまくいっていないかというふうなお話があるんですが、それはどういふもので、どういふ欠陥があったんでしょうか。

○説明員(梅田勝君) ちょっと専門的な話になってまことに恐縮なんですけれども、Fタームといひますのは、ファイル・フォーミング・タームと我々が名づけた名前でございます、簡単に言いますと分類というふうにお考えいただければ結構かと思ひます。

先生御質問のICIREPATというのがあるんですが、これは特許局間の情報検索の国際協力に関するパリ同盟委員会と、えらい長い名前でございますけれども、要するに、国際的に協力をした機械検索をやるのではないかと、このので提案されたシステムでございまして。

それで、これは随分前でございまして、そのとき、この設立はたしか昭和三十六年ぐらゐだったと思ひますが、そのころ、日本もその一部を担いましてそのシステム開発に携わったわけでございまして。このころはまだコンピュータの技術も非常に今と比べますと格段に違いますし、それから、このシステムのねらいとしておりましたのは、コンピュータで非常に膨大な資料の中から目的と

する資料を一挙に絞り込もうと、こういう発想でやっただけでございませう。そういうことをやろうといたしますと、そういうリストをつくるためにはやはり相当なロードがかかります。何万件とある文庫の中から自分のサーチをしようとするとポイントをどうやって絞り込むかということも可能なしめるためには、そういうリストの作成に相当なロードを要しますし、それから、文献を解析するために相当のロードを要します。

そういう問題がありましたのと、それからもう一つの問題点としては、絞り込んで確かにドキュメントの番号はわかるんですが、すぐにそのドキュメントが出てこないというような問題がございまして。これは今ですと、例えばレーザーディスクとかマイクロフィルムとか、そういうハードウェアの方が非常に発達しておりますので相当うまく出て来ますけれども、その当時はそういう道具もございませんでしたし等々の問題がございまして、必ずしも十分な効果をおさめ得なかった。もちろん、ある分野におきまして、日本の特許庁におきまして、例えば合金の分野とかあるいは触媒の分野とか、狭い分野におきましては今でもそのシステムを使っておるんでございませけれども、全分野に広げるのはそういう面ではなかなかという事で限られた分野だけにとどめたという経緯はございませう。

Fチームの場合は、相当広い範囲で絞り込もうと、余り欲を出さないで、ある程度大きな範囲で答えを出そうと、後は人間が見てスクリーニングした方が速いという考え方をとっております。そこが一つの大きな違いではないかと思ひます。

○伏見康治君 いろいろ教えていただきましてありがたうございませうが、その特許をとるような新しい発明といったようなものは創造性の対象でございませうからまさに新しいものが出てくるわけですね。分類の言葉というのはいわば古い言葉で表現するといふことは、うまくできる場合もあるでしょうが、やり損なうという場合もしばしば

あつて、本来、そういう分類の仕方というのは審査員の補助にはなるでしうけれども、審査員のかかりをするにはできないものだと私は思ふんです。そういう点を、今後ペーパーレス化を進める上において重要なファクターとしてぜひ心にとめておいていただきたいんです。

基礎研究に従事しておりますという、新しいことを自分で発見したと思つても、それが本当に発見に値するかどうかということも調べるのが実は極めて大変なことだと思ひまして、しやうがありませんので、常識的に調べた範囲内ではありまして、どこからかクレームのつくのを待つということになるわけなんですけれども、特許を本当に正確にやろうとすると大変な仕事だと思ひます。それで改めて私は審査員の方々の御苦労を考えざるを得ないわけなんです。

先ほども申しかけておしまひにしてしまつたんですが、その審査員の方の人員がだんだん減つていて、それがなかなか整備できないという上にもし十年後のペーパーレス計画といったようなものを実現なさろうとすると、これは今までの審査員の非常に大きな経験の蓄積の上に立つてつくななくちやいけないことは明らかです。したがつて、そういう計画をつくる上においても、現在働いておられる審査員の方々の御努力を非常に期待しなければ仕事にならない。とすると、現在目の前に見えている審査案件を処置していくというお仕事のほかに、将来のために新たな仕事がつけ加わるわけだとして、その上からいっても現時点では審査員の定員数をぜひ増加するように、長官それから通産大臣が御努力くださるようお願いしておきたいと思ひます。

これは午前中の御質問の中にも出てきたんですが、日刊工業新聞に出ていた記事で、未処理件数の中で実施計画が整つていないようなものを優先して、それが立つていないようなものは取り下げるような方向に持つていくといったようなことが書いてあつたんですが、これはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(志賀学君) 先ほどもちよつと申し上げたわけでありませうけれども、出願人の方たちには協力要請を申し上げてゐるわけでありませうけれども、同時に私も似たしまして、もちろんペーパーレス計画の推進であるとか、あるいは人員の確保であるとか、そういった面への努力というのをやつてまいるわけでありませうけれども、同時にそれに加へまして効率的な審査のやり方というのがないだろうかということも現在検討してゐるわけだと思ひます。それで、先般来いろいろな関係業界あるいは関係者の意見なども聞きながら現在検討を進めてゐるわけだと思ひまして、この前新聞に出ておりましたように、決めたとかなんとかということではございませう。ただ、そういう何か効率的な審査のやり方というのを我々としてもやはり検討し、やつていくべきではないかという、そういう気持ちを持つてゐるわけだと思ひます。

そういうことでございまして、先ほども申し上げましたように、未処理案件の中に実際問題としていろいろな案件が入つてゐるわけなんです。企業として非常に早く権利化してほしいという案件もあるでございませうし、反面そうでもないものもある。片や審査能力というのには限られてゐる。審査請求順に通常の審査をしていくということになりますと、必要な、本当に早く権利化してほしいというのが早く処理されたり、あるいは逆にそれほどでもないのが早く処理されたり、いろいろな問題が出てくるわけだと思ひまして、そういうことを考えますと、審査請求順に審査をするというのが通常であるというふうにならざるを得ないと思ひます。しかしもうちよつと考へてみますと、むしろ本当に必要なもの、出願人側のニーズに沿つた形での審査のやり方というのがむしろ工業所有権制度の本旨に合うのではないかと、あるいは気持ちは我々は持つてゐるわけだと思ひまして、関係者の意見もよく聞きながら考へてまいりたい。ただもちろん、さはさりながら早期審査をされないものがあつて残つてしまふというふうなことで、これはまた避けなければいけないわけであり

まして、一定の限界というのとは当然あるだろう。その辺をよく考へながら考へていきたいというふうになつてゐるわけだと思ひます。

○伏見康治君 非常に御丁寧な長官の御説明でよくわかりましたんですが、いろいろな要素を考へて、できるだけ全体としていかに向かうかということとを念願するのは当然の努力だと思ひますが、同時に午前中の福岡さんの御質問の中にもあつたと思ひますが、法文が非常にややくしく入り組んでしまふということは、法文の本當の意味を理解するのに、もう大変な時間がかかつてしまつて、つい投げやりなことになつてしまふというおそれがないかということも非常に私は心配するわけなんです。

法三章という言葉がございまして、法律というものではできるだけ簡明であるべきだと私は思ふんです。それをいろいろな要素を入れて、こういうこともしてあげたい、こういうこともしてあげたいという親切心は大変結構だと思ひますが、余りに複雑化してしまふということもまたどうかと私は思ふんです。法律全体として矛盾のない体系をつくるということ自身が随分大変なことだと思ひますが、それは要素の数をふやせばふやすほど複雑怪奇なことになつてしまふと思ひます。で、長官の、できるだけ立派な特許を出さるだけたくさん取り入れたらいいとお気持ちはよくわかるんですが、同時に余りに複雑な体系をおつくりにならないように実はお願いしたいんです。

ついでにまた、国際間の問題に移りたいと思ふのですが、よその国の制度と我が国の制度とが違ふということがいろいろ国際間のトラブルの原因になるのではないかと私は想像するわけなんです。詳しく調べたわけではございませうけれども、例えば数年前にございまして日立とIBMとの間のいざこざといったようなものも、特許に対する考え方の差というものが根底にはあるのじやないかと思ひます。そういうことができれば起らないようにするには、国際間のトラブル、それを、

そしてまた近ごろの貿易摩擦云々のお話になりまして、日本の特許制度が複雑であるためにアメリカ人にはなかなか近寄れないといったようなことが言われる可能性もございますので、その辺のところはどういうふうにお考えになつておるかを伺いたいと思つておる。

○國務大臣(村田敬次郎君) 専門家である特許庁長官がお答えする前に、私から一言申し上げますが、今伏見先生が御指摘になつた、法は三章にて足るという、これは昔ながらの理想でありまして、まさに今の様な社会情勢が複雑になつてまいりますと、多元多次方程式と申しますが、与件が多ければ多いほど回答がたぐさ出てくるわけでございまして、ましてコンピュータを使つていろいろやつていくという時代になれば、いろいろの問題についていろいろの回答がたぐさ出てくる関係で、その情報処理に人間自身が今度は逆に使われてしまふという、そういう面も確かにあると思ひます。

国際的な問題につきましては、午前中の御質問にもございまして、いわゆる知的所有権の国際的な処理の問題について、京都で行われた四極貿易大臣会議でもこの問題が非常にやかましく審議されたわけでございまして、それでブロック代表とお話をしております間に、今伏見委員の御指摘になつた国際的な特許権についての感覚の差異があるのではないかと、こういうふうにお感じになりましたが、実は私そのものずばりで非常に感じまして、これはアメリカで考へておるいわゆる特許権の問題と日本で考へておる特許権の問題には随分法的処理についての差があるということを感じました。しかし例えば、そのいろいろな処理についてはやはり国際感覚に従ふなければならぬと、それについての対応も、この国会でも通産省としてはいろいろ対応しておるところでございまして、

したがって、そういった新しく進んでいく時代に対する国際社会への対応を考えながら、この特許権問題を処理しておるというのが状況であります。

まして、これについてはよく特許庁長官とも相談をしなが、国際的に見て恥ずかしい、しかし余りに複雑怪奇になつてかえつてユーザーの方々に大変迷惑をかけるような処理方式であつてもならない、そういうことをいろいろと考へておるところでございまして、

それから、条文の民主化につきましても、御承知のように特許権はもう百年の歴史を持つておるわけでございまして、いろいろその法律の今までの沿革を調べてみますと、当然片仮名の表示から始まつて今まで来ておるわけでございまして、中には随分難しいなところもいろいろございしますが、これは法文の民主化ということではいろいろの努力をしてまいりたいと思ひます。

今伏見先生からいろいろ御指摘のありました審査官の非常に大きな労働過重をひとつよく考へてやつていくようにとか、諸般の問題については、私も同意でございまして努力をいたしてまいりたいと思ひます。

専門的な問題は特許庁長官からお答えをさせます。

○政府委員(志賀孝君) ただいま大臣からのお答えで盡きておるわけでございまして、四極貿易大臣の特許、工業所有権関係の問題は、大臣の御指示を受けながら私どもとして取り組んでいきたいというふうにお思つておりますけれども、特許庁ベースでもつてやつていくことについて若干コメントさせていただきますと、確かに工業所有権制度、特許制度というのは国によつて違ひます。先ほども梅田部長からお答え申し上げましたように、アメリカと日本との間では先願主義が先発明主義かという違ひがあります。むしろその点につきましては、日本それからヨーロッパ、これは先願主義であります。アメリカだけが先発明主義というところで違ひます。それからヨーロッパは審査請求制度をとつており、公開制度をとつております。アメリカはとつておりませんが、いずれにいたしましても、そういった制度の違ひ、あるいはそのブラッ

ティスの違ひ、そういったものをできるだけ、できるところから埋めていくという動きというのが出ておるわけでございまして。同時にまた、それが一番基本的な課題ではあると思ひますけれども、ただ当面すぐにハーモナイズできるというわけではございません。

いずれにいたしましても、何がしかの違ひというものがそれぞれあると思ひます。それについて、それぞれの出願人がほかの国の工業所有権制度についていろいろの意見を持つというのが現状であります。確かに日本の特許庁に対してアメリカの出願人あるいはヨーロッパの出願人からいろいろの意見がございまして、それから同時に、日本の出願人からはやはりアメリカあるいはヨーロッパの制度、あるいはブラクティスについていろいろの意見がまたあるわけでございまして。その辺は、私も必要するにアメリカの出願人と二回、それからヨーロッパの出願人と一回、それぞれ既に直接対話をしておるわけでございまして、そういった直接対話を通じてお互いの理解を深めていく。それで彼らの言う中で聞くべき意見があれば、我々としてどんどん直していき、こういう姿勢でやつておるわけであります。

また同時に、かなり誤解があります。我々がそれについてよく説明してやりますと、やはり向こうも専門家でありましてわかってくるというのがございまして。恐らく今後、アメリカの特許庁、それからヨーロッパの特許庁も日本の特許庁に倣ひまして、例えば日本の出願人と直接対話をやるとか、ヨーロッパの出願人とアメリカの特許庁が直接対話をやる、そういった恐らく対話の輪というものが広がっていくんじゃないかというふうにお思つておられます。そういったお互いのコミュニケーションを通じて、通商摩擦というやうなことになるまいに抑えて、通商摩擦というやうなことになるまいに努めていきたいというふうに思つております。

○伏見康治君 時間がなくなりましたので、希望だけ述べて終わりにしたいと思います。近

ごろ、行政府全体あるいは政府全体のお気持ちだと思ふんでございまして、日本は過去の経済成長で太いやつてまいりましたが、大部分がいわゆるイミテーション、よその国に教つたことを実践に移すというところでやつてきたと思ふんでございまして、これからがどなたが考へてもわかりませんが、創造性をみずから発揮していかねばならない時代に入つておると思ふんでございまして。その創造性を保護するというのが意味では、政府の機関の中では特許というものが根幹になる一つの制度だと思ひますので、この制度の本當の意味をひとつ損なわないように大いに整備していただくようお願いいたしまして私の質問を終わります。

○市川正一君 冒頭直接に法案関係ではないんでありますが、事柄がきょうのことでありまして、通産大臣に一言お伺いしたいんです。

日米貿易摩擦をめぐつてきょうの夕刻に経済対策閣僚会議が開かれて総理の声明も出されるやに聞いております。先日本委員会でも、四分野の市場開放問題に関して大臣にお伺いしました。この閣僚会議の重要メンバーである大臣に、この会議に臨まれる所見と決意をお伺いしたいのであります。

(委員長退席、理事齋藤三郎君着席)

○國務大臣(村田敬次郎君) 市川委員御指摘のやうに、きょうは夕方、対外経済問題諮問委員会、それから対外経済問題閣僚会議、それから経済対策閣僚会議と相次いで非常に重要な貿易上の問題が行われることになっておりまして、私ども実はきょうの日のためにいろいろ準備や勉強をすつとしておるところでございまして、

御承知のように、今月は間もなくOECDの理事會がございまして、それから五月早々には中曽根総理が出席されるボン・サミットがあるわけでございまして。そういったところへもつてまいりまして、ことしの一月以降の特に日米貿易問題につきまして非常に大きな日米間に考え方の食い違ひが出てきておる。そして、いわゆる四分野のMOS

S会議というのが一月下旬からずっと行われておりまして、通産省としてはもちろんのこと全般に对应いたしておりますし、それからまた自動車や鉄鋼の輸出問題についてもいろいろと、最近の私どもの所管をしておる仕事の中では最大の関心事と言っていると思います。

これに对应する考え方でございしますが、私どもは新しいラウンド、新ラウンドを一つ推進をする、これは私は、今課せられた非常に大きないわば使命であると思っております。それと同時に、自由貿易開放体制を推進していく、この二つのことが日本にとって最も大事なことでござっております。そしてきょうのまず経済対策閣僚会議では、これまで数次にわたる対外経済対策を実施してきたところであるけれども、今般民間の有識者から成る対外経済問題諮問委員会からこれまでの対外経済対策の総合的評価及び今後における我が国の対外経済対策の中期課題に関する報告を受けることになっております。

したがって政府としては、現在の我が国の経済を取り巻く厳しい国際環境を踏まえて、我が国に課された責務を果たすために、きょう出されます報告を最大限尊重しながら対外経済問題への中期的対応を図る一方、当面の対応として市場アクセスの改善、輸入の促進、金融資本市場の自由化、経済協力の拡充、投資交流の促進等に関する施策を一層強力に推進することが重要である、こういうことで対応する決意でございします。

○市川正一君 私、重ねてこの機会に繰り返し強調したいのは、特に大臣が所信表明において、中小企業の対策強化、振興を図るという点を力説なすってこれたんですが、今一般的な文言でございしたので、中身はよく伺い得ませんでした。が、今決定される措置が、私は、よもや大臣が所信で力説されたことに反するような、すなわち具体的に言えば、深刻な不況にあえぐ中小業者に打撃を与えるようなことには相ならぬであらうということに改めて念を押したいんですが、いかがですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 市川委員の御指摘は非常にこともつとめてございします。中小企業に対する対応は通産省の一番大事な課題の一つでありまして、したがって中小企業にマイナスになるような決定はもちろん全くございせんし、逆に、中小企業は貿易問題において最も大きな影響を受けるわけでございまして、中小企業のことを常に配意しながら、四分野の問題も、あるいはそれ以外の全般的な、これはこれからいろんな問題に及んでくると思いますが、中小企業を守る、中小企業を進展をさせるといふ観点に沿って努力をしてまいる所存でございします。

○市川正一君 全くない、こうおっしゃったんで、私は刮目して本日の決定を拝見いたしますが、国民に耐えがたきを耐えというような犠牲を強要するようなものでないであらうということとを私期待しながら、次の大臣と相まみえる機会に譲りたいと思ひます。

法案に入っていきますが、最初に補正却下の決定に基づく新出願というのを、これを出願から十二カ月後は認めないことにした点であります。これは先ほどもございしましたけれども。

そこで、私伺いたいののは、従来は十八カ月後の公開以降は一定の制限があったんですが、それまでは認められていた補正の制度を、今回の改正によりと出願後十二カ月から十八カ月間は特に厳しい扱いになります。この措置は出願人の権利の保護が薄くなるんではないかという懸念も成り立つんであります。関係方面とのコンセンサスは得られてるんでしょうか。まず伺いたいします。

○説明員(小弘弘路君) まず、特許法は先ほどから非常に難しいというお話がございしますとおり、補正却下と補正の問題とが大変言葉が似ておりますので、ちょっとそこそこにつきましまして事実を正しく御説明させていただきます。

○市川正一君 できるだけ簡潔にお願いいたします。

○説明員(小弘弘路君) まず、日本の特許制度は先願主義なものですから、明細書を出した後、出

願をした後でも直せるという制度になっております。その期間については、特に今回何も変更は加えられてございせん。特に変わりましたのは、その補正をしたときに要旨変更という、要するに出願したときの内容から変わってしまった内容を補正したときに、それは先願主義の建前から好ましいことではないので、その補正を却下するという制度がございします。却下された出願の方が、それを救済する規定として新たな出願をすれば、それがその補正書を出したときに出願したというふうになされて、また新たな出願に生き返るというふうな、補正却下の決定に基づく新出願の制度という制度があったわけでございします。今回は、国内優先権制度の採用と相ましまして、これを廃止する方向を出してございします。

先生の御指摘の点は、この点について十分コンセンサスが得られておるかということかと思ひますので、その点についてお答え申し上げますと、私も、まず基本的には、国内優先権制度というものが、今申し上げましたように、最初の基本の発明から次々にいろいろな改良が出てきたものを十分取り込んで、一つの発明として保護していく制度であるものですから、その制度に乘れる間においては、今先生御心配のような補正却下を受けるとなると補正はせずに、むしろ新出願、この国内優先権の制度の方へ乗り移っていただくことによつてカバーできるんではないかというのが第一点でございします。

それから第二点は、現在、日本は公開制度がとられてるために、補正をして新出願をしても、本体の出願が公開になってるために特許にならないというケースが非常にふえてきております。したがって、この補正却下の新出願という制度自体は過去からあったわけでございしますが、最近是非常に利用されなくなってきた、そういう二点がございまして、ほとんど優先権制度でカバーされるからという点と、それから、実際にほとんど利用されてないという二点から、確かに論理的には先生御指摘のとおりカバーされない部分

があるわけではございしますけれども、制度としてはやめることにさせていただきますのでございします。

この中身の議論につきましては、こういう制度は国際的には日本だけしかなかった制度でございします。そういう意味では、国際的なハーモナイゼーションという意味においては、むしろ世界的な中に入っていく形でございします。

それから国内的には、出願人の大きな団体でございします日本特許協会とか、それから弁理士会とかというふうな方とも一応お話し合いをして、基本的には問題がないんじゃないかというふうにお伺ひしております。

○市川正一君 今御答弁が約五分ありました。私は、コンセンサスは得られてるんですかどうですかというところをお聞きしてゐるんで、その前段のところを余り長くやってもらうと、まあ御親切はありがたいんですけども、そこらひとつ、あとよろしくお願ひします。

法案に関連して特許制度の運用の問題なんです、新聞などで報道されております優先審査制度の問題なんです。この制度は、現在でも公開制を導入した後、特許係争の未然防止のために特許法の四十八条の六で認められておりますし、また庁議決定で公害防止技術について早期審査を実施しております。しかし、実際の利用は余り多くないと言われておりますけれども、その理由と実績です、これをお伺ひしたいんです。

○政府委員(齋田信明君) 二つでございしますが、公害につきましましては、現在のところ特許と実用新案を合わせますと五千件ぐらいでございします。おのおの大体半分ずつぐらいでございします。二千五百件、二千五百件ぐらいでございします。それから、前者の優先審査の件でございしますが、それが大体年間四十件ぐらいでございします。

以上でございします。

○市川正一君 なぜそうなのかという理由はお答ええなかったんですが、まあよろしいわ、前へ進めましよう。

そこで、伝えられているところの今回新たに優先審査制度を導入するねらいというのが、いわゆる滞貨の解消、これはずっと午前中からも議論がございましたが、確かに年間四十六万の出願、そして六十万を超えるいわゆる滞貨というものを何とかせぬといかぬことは事実だと思う。しかし、その際にやっぱ正しいやり方を貫く必要があると思うんですが、そこで、今検討されているこの優先審査制度の仕組み、それから条件、あるいは基準というふうな言ってもいいと思うんですが、その概要と、考えていらっしゃる要点を聞かせ願いたいんです。

○政府委員(志賀孝君) 私どもの非常に大きな未処理案件に対する対策の一つとして、出願人側に対する協力要請と並びまして、特許庁サイドにおいて審査のやり方の効率化、あるいは限られた審査能力をできるだけニーズに合わせた形で対応していく、投入していくということが必要ではないか、こういうことから、審査のやり方について早期審査というようなことができないだろうかというようなことで現在検討しているわけでございします。それについて先般、日刊工業新聞に報道されたわけでありまして、本件につきましては、現在まだ私どもとしてこのようなことを決めたというところはございません。

ただ、いずれにしてもこの実施関連の案件であるとか、要するに出願人として早く権利化してほしいというような、そういうニーズがあるものにつきまして、その早期審査をやたらどうだろうかとということで、関係方面の意見もいろいろ徴取しているところでございします。

【理事 斎藤三郎君退席、委員長着席】

私どももいたしまして、そういうことで早期に審査をしようというところで考えているわけでございしますけれども、ただ、同時にそれは、この早期審査の対象にならなかったもの、これがほとんどおくれましていうようなこと、これはまた公平の観点からいって好ましくないわけでありまして、そういう点について一定の枠をはめながら、

この早期審査によりまして出願人側のニーズに即応した審査をやりたいというふうに考えているわけでございます。

○市川正一君 志賀さんと長い付き合いやけども、あなたそんな話を聞くつもりで貴重な時間費やしていらっしゃるじゃないんです。じゃ、私の方から言いますと、この優先審査の対象になる出願は、伝えられるところによれば、一つは既に実施しているもの、二つは実施の準備をしているものの、三つはまたはこれに準ずるもの、こういうふうな実施関連のものというふうになっているように聞いておるんです。

そこでお聞きしたいのは、こういう実施状況の説明をさせるわけですから、その具体的な要件は何なんだ、どの程度まで説明をすればいいの、そこを、ちょっと考えているところを聞かしてください。

○政府委員(齋田信明君) 今先生のおっしゃったことでございしますが、今のところその具体的な内容についてはございします。しかし、私どももいたしましては、今先生おっしゃったところは実施関連の出願というふうな申し立てでありまして、それは具体的に申し上げますと、例えば企業で実施しているパンフレットをつけるとか、そういうことによりまして単純な実施をしておるという証拠を出していただければ、それだけで私どもとしては実施しておるというふうな考えておるわけでございします。○市川正一君 今パンフというふうにおっしゃったんですが、例えば販売カタログ、銀行への融資申し込み書、資料調達伝票などが報じられております。

そこで、さらに伺いますが、じゃそういう実施状況の調査をだれがいつやるのか、書面審査なのか面接なのか、これ非常に皆関心を持っておるところで。一人一人の審査官がやられるのか、グループでやられるのか、あるいは出願人、代理人との意思疎通、あるいは実施関連出願等の把握のためのヒヤリングを実施する場合にも、技術グ

ループによる対応が望まれるというふうに言われているようですが、そういうあたりどういう見当になっていきますか。

○政府委員(齋田信明君) 私どももいたしましては、書面で出していたらこうというふうな考えております。したがって、特に面接をしたりなどということは今のところ考えておりません。○市川正一君 そうすると、面接がないとなるとヒヤリングもないわけですか。

○政府委員(齋田信明君) その点につきましては、必要であればヒヤリングいたしますけれども、現在のところ必要なものがどの程度というふうに出でくるかということについて、今のところ確かなものを持っておりません。

○市川正一君 一人でやられるんですか、それともグループでやられますか、お考え方は。○政府委員(齋田信明君) グループで審査をすることがどうかということにつきましては、全然この件とはちょっと別に考えておまして、私どももいたしましては、今一つの分野の審査をいたしますときに、今まではおのおの審査官が個別にやっておりますが、それによりまして審査の質の問題、質がばらつく問題、あるいは審査のスピードが違問題等々いろいろございします。そういうものをグループでやれば、非常に審査の質も上がり、あるいはスピードも一定になるということを、別のことから私どもとしては考えております。

その中に今申し上げました早期審査というものは、どうか、優先審査というものをいれるときには、確かにグループで対応した方がいい場合がございします。しかし、一人で審査する場合もございします。そのケースの場合には、優先審査は一人で判断するということもございします。

○市川正一君 それらについては、後で少しまた触れさせていただきますと思うんですが、そこで、今必要に応じてヒヤリングもなさる、こうお答えになったんですが、それが一人であればあるいはグループであっても、私は関連業界と、要するに出願人の場合、企業ということになるわけですが、

直接そういうコンタクトをとるということは、いわゆる癒着問題など、そういう懸念を持たざるを得ないわけですか。

例えば今、優先審査の問題ですからさきようさんあると、何とか絞りたいという善意な意図からではあっても、出願人が望んでいるこれとこれは優先審査するから、あとおろしてくれと。非常に卑俗な言い方をするんですが、私は、わかりやすいために、そういうふうなことになるかと、やっぱこれはぐあい悪いということから、私は審査官というのはその職務の性格上利害関係とは一定の距離を置いて、あくまでも書面審査に徹するのが本来の姿ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(志賀孝君) 現在のところまだ、先ほども申し上げましたように、私どもとして具体的な案を固めているわけではございません。ただ、いずれにいたしましても、どのような案件についても早期に審査をするかということにつきましては、できるだけ客観的な基準によって処理していきたい、できるだけ私意が入らないようなそういう形で処理していきたいというふうに思っております。これが一点であります。

ただ、いずれにいたしましても、先ほど齋田技監からお答え申し上げましたように、その出てきたものについてヒヤリングをしなすという点もまたあり得ると思ひます。ただ、いずれにいたしましても、私どもの特許庁の立場から申しますと、もちろん書面で審査をするということも適当だということに思ひます。思ひますけれども、ただ同時に審査官というものはあるいは審査官というものは、常に業界なり出願人の生きたいろいろな知識と感覚というものに触れていかなければ、立派な審査あるいは審判ができないということも事実でございします。そういうことで、もちろん癒着はいけないうえでありますけれども、要するに自己研さんという面におきまして、出願人の方たちと審査官が触れ合うということは、これは私はそれほど避けるべきものではないのではない

かというふうに思っております。

○市川正一君 癒着が悪いという、それは当たり前で、癒着がいいというようなことを言うたらえらいことなんで、そこで私は、後になって皆さんのこのじましたというのを聞く前に、幾つかのやっぱり懸念を表明しているわけです。膨大ないわゆる滞貨を、これを正しく処理せぬといかぬという点では実態がいろいろな問題を示している、この解決策は私は後で言いますから、何もはっておくというのを言うているんじゃないんです。その際に、優先審査という名のものにいろんな原理原則を、原点を踏み外すようなことがあつてはならないということを私は申し上げておるんですよ。

そこで、グループの問題をもう少しお聞きしたいんですけれども、審査の質の向上ということをおっしゃいました。しかし、現在でも審査官会議があるというふうに私聞いております。また、必要に応じて審査について相互に相談しながら進めるといふことも当然のこととしてやられていて、この統一の問題は、その点では私は特許庁の方としては確信をお持ちだと思ふんですよ。それを何かばらつきがあつたり質が低いというふうなことが、あなた方はよもやそうはおっしゃらないと思ふのであります。

そこで私は、審査の仕事というのは、制度上は一人で行つてきたし、また、それを安易なグループ化ということにすつと続べると、審査官の独立性を侵すことにもなりかねぬ。審査官の仕事というのは、一つの事案を合議制で進める裁判とは違ふんで、特許をめぐる係争案件については、裁判に似た審判として今でも合議制はあるわけですね。皆さん方はそれをやつていらつしやる。しかし、それぞれの出願に対してはそれぞれの審査官が、別々のやっぱり独立した審査を行うというのが今の基本になつてゐるわけでありまして、そうなり

ますと、これを安易にグループ化していくというのは、例えば五人とか六人という規模になるというふうに私伝へ聞いておりますけれども、滞貨一掃というスローガンのもとに、とにかく数をこなしていく、そういうノルマを上げていくようなものに統べられかねないという懸念を私率直に表明させていただきますのであります。

ですから、結論的には私はこの問題はやはり慎重な研究、慎重な対処をもつて臨んでいただきたいというのを強く長官にこの際希望したいのであります。いかがでしょう。

○政府委員(齋田信明君) 長官がお答えする前に、ちよつと一言だけ御説明させていただきますが、私も昔審査官でございまして審査をしておりまして、二つも三つもの分野を一人で審査ができた時代がございまして。そのときは出願が非常に少なかった時代でございまして。ところが、昭和四十年、五十年代というのは非常に技術が発達してまいりまして、一つの分野での出願というのが急増いたしてまいりました。そういったしますと、私一人で審査をしていける量というのは非常に限られておりまして、同じ分野で何人もの審査官が一度に審査をしなければならぬ。そうでないと、その分野の処理ができないという時代になつてまいりました。そういう意味で私もその中でのおのの審査官の独立性、判断への独立性というのはもちろん保たれておりますけれども、やはりそこではグループをつくつて共同しながら審査をしていくということが必要でございまして。

それからまた、今から先の技術分野というのはだんだんまた変わつてまいります。そういう場合に、一人の審査官が一つのグループをつくつておられますと、それがまた次の技術の変化、出願の量の変化によりまして順次変わつていかなきゃならぬ。そういう意味で、弾力性を持たせるためにはグループをつくつておくのがいいということ、グループをつくつておるわけでございます。審査官の独立性を侵すというふうなことで

をやつておるわけではございません。

○政府委員(志賀孝君) 先生の御意見もわかるわけでありまして、ただ私といたしまして、特許庁の審査官あるいは審判官に対して、大きな信頼を当然のことながら置いているわけでありまして、ただ同時に反面、国内からもあるいは国際的にも審査のばらつきあるいは質の問題について時として批判が寄せられるというの、これまた残念ながら事実であります。

そういうことについて、我々としてはやはりもつとよい工業所有権制度の運用という観点から対応をしていかなければならないというふうに思つてゐるわけでありまして、そういう観点から、先ほど齋田技監が申し上げたように、グループ化という点でもそれに対する対策として考えているというところでございまして。

○市川正一君 齋田技監がせっかくいろいろ現場の体験を踏まえておっしゃつたことはそれとして、貴重な発言として私も受けとめておきます。

ただ何でふえてゐるかという問題についてもやっぱりはつきりせんなぬと思ふます。それをグループ化ということと安易に統べつてはならないという私の問題提起もそれとして受けとめていただいて、私は別にそちらに恨みをかうようなこととはな思ふんですが、長官、その点どうですか。

○政府委員(志賀孝君) そこは全く同意見でございまして、ただ出願の適正化の問題、これにつきましては……

○市川正一君 それはまたこれからやるんやから、そこまで聞いておらぬ。

○政府委員(志賀孝君) はい、既にやつております。

○市川正一君 それじゃ私のグループ化について提起した問題については、理解はいただけましたか。

○政府委員(志賀孝君) 私どもグループ化の必要性について先ほど申し上げました。私どもといたしまして、グループ化ということは、早期審査と

は別の問題として必要であるというふうに考えてゐるわけでありまして、ただその際に、先生の御指摘になつた御意見というのを頭に入れながら考えていきたいというふうに思つております。

○市川正一君 頭の中に入れてだけじゃなしに、それをこなしてやらねと困る。

前へ進みますが、優先審査を受けるには十分な先行技術調査及び先行技術との対比説明がなされているということが条件になるやに伺つております。出願人の調査をそのまま信頼して審査することなのか、あるいは十分調査がやれてゐるかどうかを審査官が審査するという点なのか、またそれはどうして確認するのか。

私が言いたいのは、審査官がやり直すのだったら二度手間になりまっしゃる。それからやらないというのやつたら審査官の職責を果たしているとはいひがたいことになるといふ自己矛盾になると思ふのですが、この点はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(齋田信明君) そもそも論を申し上げて申しわけありませんが、もともと出願をする前に、世界各国どこでもそうでございまして、自分の発明が以前にあつたかどうかということについて調査をするのは、世界各国で当然のことになつております。

それから私も、先生おっしゃいますように、出願をする前に調査をして、その対比判断もしてくださいということは今から申し上げようかというふうにしておるわけでございますけれども、それでは、そのときに審査官がそれについて審査をしないかという、そういうことではございまして、当然審査官が再度それを見て審査するわけでございます。ただその際に、事前に調査が行き届いてゐるかということは、専門家でございますので見た瞬間にわかります。そういったわけでございまして、その点で審査効率が大幅上がるというふうに私どもとしては思つておりま

す。そういう意味で、審査官が当然独立してその点について審査することについては間違ひございません。

○市川正一 君 いみじくもだんだん核心に入ってきておるのですが、齋田さんは自分で調査するのは世界の常識やと、こう言わはったんですが、出願が何でこんなに多くなるのか。私はその主要な原因の一つとして、膨大な出願をするのは大企業です。圧倒的にやはり七割ぐらいは大企業関係です。

す。その出願に当たっては、先行技術調査をやるために、自分でやるためには多額の調査費用が必要となるんですね。それよりも、相対的に安い出願料やあるいは審査請求料を払うて、特許庁に調べさせた方がうんと安上がりになるんですよ。そういうところから私は現状のようなわば出願ラッシュを生んでいる要素が、そればっかりとは言いませんよ、一つのやはり要因になっておる。

出願人が十分の先行調査をするというのは、現状においては今齋田さん言うたように、日本では必ずしもそうなっておらぬのですよ。大企業までそれはもう全部特許庁に、やらせとは言わぬけれども、やつてもらおうという結果に相なっておる。そうして調査して特許にならない判断がつけば、その調査費用は丸々自己負担で損になるわけですから、そういうところからまともな先行調査をしておらぬのじやないかという説を私は持っているのですが、特許庁の方としては、そこらはどう認識されていますか。

○政府委員(志賀学君) 当然その出願人側として十分なる調査をやり、その上で出願をし審査請求をすべきだというふうに思っています。

分でないという側面というのはある程度私はあるというふうにして思っておるわけでありまして、その点についての是正ということについて現在指導をやっているところでございます。

○市川正一君　今の年間四十数万件の中の私の方の調査、皆さん方のレクによると、七割ぐらいのものが、いわゆる大企業の関係だというふうに承知しておるんですが、そういうふうに見てよろしゅうございますか。

○政府委員(齋田信明君) 出願の多いところから数えますと、大体上位百社までぐらいで五七％で二ぎいます。

○市川正一君 百社で五七％。そうすると、大体私の認識も当たらずとも遠からずということで、以下お話をまた進めさせていただきますが、今回のそういう優先審査制度という、今研究していらっしゃる問題を、出願と審査請求の数が非常に多いという問題とともに、結果として実施率が大体一割にも満たない、五、六％ぐらいでしょう、出願数に対して。そういうことに對して目を奪われて、出願時点で効果を出そうというような発想があるんじゃないかということを懸念するわけがあります。

我が国における出願が年間、繰り返しますが四十六万件、これは全世界の出願の四〇％を超えております。この原因には、先ほども私指摘しました、また長官も一定の肯定的立場でお答えいただきました、出願する大企業が先行技術の調査を十分行っていないというふうな問題、あるいは技術者の士気高揚のために特許出願を利用する、あるいは防衛出願というふうなことで、これはもう時間がないので申しませんが、皆さん方の出していられしやる特許庁公報ですね、この公報の十二ページに明記されております。私、もう引用はいたしませんけれども、十二ページに、そういう問題はあなた方自身も指摘していられしやるんです。言うならば、大企業のこういう雑な出願の後始末を特許庁がやらされていると言っても私は過言でないと思っております。

こういう原因をつくっているいわば大企業中心の今の産業界自身に、出願あるいは審査請求について自主的に検討させる必要があると思います。やめろというふうには言えないにしても。そういうふうには彼らが、皆さん方の表現を一言かりますと、「そのあたりを受けた出願競争によるものや」と、他社を牽制するための防衛目的のもの、あるいは技術者の士気高揚のために特許出願を利用するななど、我が国特有の社会的・風土的事情」というふうなことに對するいわば自主的な立場からの検討を提起する必要があるんじゃないか。同時に、そういう大企業の出願に對しては一定のやはり自主規制の問題を今考えてもいいんじゃないかというふうに思うんですが、この点は何かお考えになっているようなことがあったら、長官いかがでしょうか。

○政府委員(志賀学君) 確かに出願の内容から申しますと、大企業のウエートが高いわけでありま
すけれども、これはその背景といたしまして、や
はり第一には現在の日本の技術開発の中心が大企
業において行われている、大企業のウエートが非
常に高いということの反映であるというふうに私
は思います。ただ、いずれにいたしましても、大企
業であらうと中小企業であらうと、適正な特許管
理というのは必要であるわけでありまして、そう
いう面でのお願いということは私どもとしてやつ
てまいっているわけであります。

いずねにいたしましたも、そういった特許管理の適正化のお願いというのは、これは実際上大企業が中心になるわけでありますけれども、そういった私どもの協力要請の反映といたしまして、最近の審査請求率について若干見てみますと、この審査請求率は、例えば昭和四十七年ごろにおきますと全体で約七〇％でございました。それが五十四年では約六四％ということで、かなりの低下を見ているわけであります。これを平均的に、そういうことでかなり審査請求率が落ちてまいっているわけでございますけれども、特にその出願件数の多い企業のそういったクラスの審査請求率

の低下というのが非常に著しいわけでございます。

これはやはり審査請求に際して、慎重な自己審査の上で審査請求をやってくるということになつてきたということの反映だろうというふうに私は思っております。こういった面での協力要請、指導ということは今後も強力に続けてまいりたいというふうに思っております。

○市川正一君　もう一つの問題は、この審査請求数の増加に対して審査官の増員の問題があるんですね。これは午前中からも問題になった点でありますが、長官は、ずっと減少の一途をたどっているというふうにおっしゃいました。私は、本来出るというふうに出る必要があるということを貫徹するならば、どうしてもやっぱり今増員を実現する必要があると思うんですが、この点重ねてその決意を伺いたい。

○政府委員(志賀学君) お答え申し上げます。
大変政府全体の厳しい中で、審査官の定員が減ってまいっているということにつきまして、私も大変残念であるというふうに思っております。そういうことで、特許庁の実態を踏まえまして、私といたしましては、必要な定員の確保のために最大の努力をこれからも続けてまいりたいというふうに思っております。

○委員長(降矢敬義君) 時間が参っております。
○市川正一君 そこで、最後に伺いたいのは、J
APATICが解散して発明協会に吸収されるわ
けであります。この際伺っておきたいのは、も
ともと情報サービスセンターとしてのこのJAP
ATICが発明協会から出ていったのです
ね。その発明協会にどうしてそれを母体に戻さな
いのか。発明協会というのは、私は、その名称やそ
の機能からいって、それでなければならぬとは
申しませんが、しかし、発明協会が今やっ
ている仕事の中で、いわゆる情報サービスとい
うのがその重要な財源になっているわけですね。
この際、私は、情報サービスあるいは発明の奨励、
普及というふうな仕事をばらばらにするんじやな

しに、むしろこれは発明協会が適切であるかどうかは別として、民間のこういうスペシャリストのセンターである機構、ここに単一化して運用していくのがベストであるというふうに思うんであります、その点が一点。

それからもう一点は、日米経済摩擦とも関連するんであります、こういう特許の申請や審判を扱う弁理士活動ですね、この弁理士活動で、アメリカの弁理士が日本で活動する場合に、もし相互主義に立った際は、アメリカ人の弁理士は日本で弁理士の仕事はできないはずであります、この点については、通産省は日本の弁理士の仕事を守る立場からという見解に立っていらっしゃるのか。

以上二点について最後に御質問をして私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(小川邦夫君) 先生御質問の第一点、JAPATICの関連についてお答えいたします。

特許情報事業は、御指摘のとおり発明協会もやっておりますし、JAPATICもやっております、現在考えておりますことは、こういった特許情報というものが今後ベーパーレスの進展とともに、非常に高度かつ複雑な業務になっていくことから、戦力を結集して一元的な情報処理、提供機関を設けようということで現在検討を進めておるわけでございます。

その場合に、発明協会に統合したらどうかという御指摘でございますけれども、私もその点慎重検討してまいったわけでございますけれども、発明協会は皇室を推戴いたしまして、極めて公益性の強い事業、発明奨励事業が代表的でございますが、こういったものをやっております。例えば恩賜発明奨励だとか、少年少女発明コンクールというような非常に公益性の強いものをやっております。他方、この情報処理提供業というものは、今後、ただいま申し上げましたように非常に複雑かつ膨大な事業量になることにさらに加えますに、非常に市場規模が拡大して企業的色彩の強まる事業内容に

なってくるのが予想されます。

そういう意味で、そういった公益事業性の強い事業と企業性の高まる極めて複雑な専門的な情報処理事業とは、異質であるがゆえに無理に統合することも難しゅうございますし、かつ円滑に膨大な事務量を一体で処理することにも困難があらうと、そういう観点から、特許情報処理事業の部分だけをまとめて一元化しようということ、現在検討を進めておりました、両団体の緊密な話し合いを進めておる状況でございます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 第二問の問題と、それからなお一つ補足をさせていただきます。

第二の問題の外国人弁理士の進出問題についてであります、これはまず、日本の弁理士会と日弁連との間で緊密な意見のすり合わせが必要と考えます。通産省としても適切な解決が図られるよう法務省、日弁連等での検討状況に留意しながら配慮をしまる所存でございます。

なお、この際、最初に市川委員からお尋ねいただきました日米貿易問題に関連して一言補足をしておかなければなりません。

きょう恐らく、中曽根総理からもいろいろな決意が御発表になると考えられるわけでございますが、貿易問題は日米両国民にとって大変大きな問題であって、特に輸入の促進ということでは、日本の国民生活全般に大きな影響を必ず及ぼす問題であらうかと思えます。私も、委員の御指摘になられた趣旨で中小企業を極力守る、中小企業のあすを本心に考える政治の立場で対応していくという気持ちで申し上げたわけでございますから、その点はお含みおきたいださると思えます。

○市川正一君 時間切れです。

○木本平八郎君 私ら一応こういうふうな質問の用意はしてたんですけれども、けさほど来、先発委員の方からほとんどの質問が出てしまったものですから、ちよっとこれ置きまして、一、三難談的にお伺いしたいわけです。

まず一番初めに、ちよっといろいろいただきまして、見て、非常にびっくりしたのは、やはり日本

が世界の四二%でパテント王国だと、これだけのパテント王国でありながら基礎技術が全然おくれいていると。先ほど伏見先生からも言われましたけれども、創造性がないというふうなことですね。この辺長官どういうふうにごらんになっておるか、まず御所見をお伺いしたいんですが。

○政府委員(志賀孝君) これは、日本の技術についてよく言われることでございますけれども、特許の切り口からとらえて分析ができるかということにつきましては、やや疑問があるわけでありまして、ただ、やはり日本の場合に、商品の開発技術であるとか、あるいは生産技術であるとか、そういう面でのやはり優秀さということに比べて、基礎的な、基本的な技術研究についてのおくれということは、これはやはり私もいろいろ出願人の方たちとお話しをしております、そういうことがうかがわれます。

そういう点につきましては、これだけの技術大国と言われ、あるいはこれから技術立国を目指すなければいけない日本から申しまして、やはりぜひ基礎的な面でも世界に貢献できるような、そういう国になっていかねばいけないというふうな思っております。

○木本平八郎君 私の感じでは、やはりどうも特許のレベルが世界に比べて低いんじゃないかと。何でもかんでも新しければ出しやうなということ、特許を取っておけばいいというふうなことがあるんじゃないかと、それが先ほどのように、膨大な未処理案件にもなってくるし、特許庁自身ももうパンクしやうなになっているというふうなこともあるんじゃないかという気がするんですね。むしろレベルを上げて申請を少なくするというふうなことが必要なんじゃないかと、こういう転換点になります。その辺齋田さん、どういうふうにごらんになっておるか、御意見を承りたいんですが。

○政府委員(齋田信明君) 先生のおっしゃるとおりであると私も思っております。審査には問題

点があると言われるときに、二つの問題がありまして、一つはその同じ分野の審査のばらつきというのがございます。一つの権利は甘く許され、一つの権利は厳しく許されるというふうな、同じ分野でございますと非常にばらつきがあるということ、これが問題でございます。

それからもう一つは、審査全体が甘いと、どれでもこれでも許されるというふうなことになると思います、ああいうものが許されているならば、それではおれも出そうじゃないかということになって、次から次に出願が出てくるということになります。

私も今二つの問題について、一つは先生御指摘のとおり審査の質を、レベルを上げていくことが必要ではないかというふうに思っております。これにつきましては、私も企業の方々と昔からお話しをしておりました。昔は、企業の方々に審査の質を上げるぞと、こういうふうな申し上げました、その企業の人にはよその企業のやつはひとつ厳しくやってくれと、うちのやつは甘くしてくれというふうなお話も昔はございましたけれども、今はむしろ異口同音に、審査の基準をひとつ厳しくしてくれということは今言われておるところでございます、私もそういう意味では審査のレベルを上げる方向で努力をしております。

それからもう一つ、ばらつきについては先ほどもお答えいたしました、一つの分野での出願が集中して多くなつてまいりまして、一人の審査官では審査がしきれなくなっております。したがって、数人の審査官あるいは十人、二十人の審査官で同じ分野の出願を処理しなければならぬというふうな状況になっておまして、そういう意味では、相互に審査の質について話し合いをしながら、今後審査を進めていくことが必要ではないかというふうな考えております。

○木本平八郎君 それで、先ほど市川理事の話にもありましたように、実施率が低い、五、六%。私もその数字がいいのかどうかかわらないのですけれども。

追加して一つだけ、ヨーロッパとかアメリカに比べて日本の基準はやっぱり甘いのかどうか。あるいは実施率の点は日本はどうなのかということ、わかっている範囲で結構なのですが、教えてくださいださいたいと思います。

○政府委員(齋田信明君) ちよつとその前に例えは出願が百ございますと、その中の六十五ぐらいが審査請求をされます。つまり審査をして権利を欲しいということでございます。その中の大体半分ぐらいが許されるわけでございます。したがって三二、三％は許されます。そのうちの大体三分の一ぐらいが日本では実施されているということが言われております。調査をいたしますと、そういう数字もございますが、もう少し大きい数字もございます。

それから、諸外国につきましては実施率がどのくらいかということにつきましては、なかなか調査しにくうございますけれども、一企業で見ますと、例えばデュポンなんかの実施率はどのくらいかといいますと、権利になりましたものの半分であるとか、あるいは四分の一であるとかいふことが言われておりまして、確かにその数字と比べますと日本よりは大きいかと思えますけれども、この日本の数字も、過去から比べますとどんどん実施率は上がっております。そういう現状でございます。

○木本平八郎君 それじゃ次に質問を移しまして、実は今度の法改正がきつかけではないんですけれども、今現在、特許庁としてはコンピュータ化を非常に大々的にやられようと、ある意味では革命みたいな取り組み方をなさっているわけですね。これは非常に結構なんですけれども、どうも私の印象では、何を今ごろコンピュータ化かと、もつと十年も前にやつていなきやいかぬじゃないかと思うんですけれども、何か特別にちよつと特許の方はコンピュータ化が非常に難しいというふうな事情があれば、説明していただきたいと思うんですがね。

ピューター化の問題というのは、少なくともいゆる帳簿のかわりに使う、つまり事務処理の方ですが、それは実は三十九年から導入しておりましたが、徐々にビルドアップをしてくているわけなんです。

特に特許の問題で一番難しいのは、先ほど来議論になっておりますように、過去何千万件という文献の中からどういう文献を拾い出すか、つまり申請されてきた技術と非常に近いものをどうやって探すか、ここが一番難しい問題でございます。いろいろなコンピュータの技術も発達してまいりましたし、いろいろなサポートする機械も相当そろってまいりましたので、今回できるといふことに相なったわけでございます。

それと同時に、前々から言われておりましたの

ですが、出願の書類自体もいわゆるデータベース化すれば、あとその持ち運びも要りませんし、それがそのまま公報印刷にも回るということも可能でございまして、それもコンピュータの容量が非常に安く、かつパワーがアップしたということとところでございまして、非常に小規模には従来からやっております。

それからもう一つは、大きな媒体といったしまして、今我々光ディスクを使っておるんですが、こういうものも図面みたいなものを蓄積するという技術が特に日本はお得意でございまして、非常に

発達してまいりました。そういう環境が非常に整ってきたというところでございます。

○木本平八郎君　その問題、後でもう少し突っ込んで聞きたいと思うんですけども、その前にひとつ私、日本語というのは非常に特殊な言語なものですから、例えば外国との間でやりとりの、向こうからの出願、こちらからの出願、そういったことで日本語が非常に障害になるだろう。それで日本語がいわば通産関係で言えば非関税障壁的な印象で向こうにとられていることがあるんではないかと思うんですね。これはいちゃんみたくないないかもあるでしょうけれども、その辺はどうなん

○國務大臣(村田敬次郎君) 非關稅障壁、ノシタ
リフバリアーですか、これは、日本語は非關稅障
壁の一種であるという、冗談のようなことがよく
言われるんです。確かに貿易問題担当しておりま
す、日本語で対外的に全部通用するということと

は、アジアの特定の国を別としてほとんどないんで、よく冗談のように言われております。しかし、私などはいろいろ外国の大臣あるいは大使などとしよつちゆう会うんでございますが、必ず日本語で言つて通訳に正確に訳してもらふことにしておりますまして、特別に支障は感じないような感じがいたします。

○木本平八郎君　今度特許関係をコンピュータ化される、これはもちろん国際的な視野を踏まえられておやりになるわけですが、私、ぜひやっ

ていただきたいのが自動翻訳機の機能ですね。これはもうできれば日本語から英語・ドイツ語とか、と同時に例えば外国語同士、フランス語と英語とか、そういうことで自動翻訳の方に相当金をかけていただいてもいいと思いますけども、その点だけまず御所見伺いたしたいんですがね。

○説明員(梅田勝君) 実は、自動翻訳の問題につきましても、先生御指摘のように、特に先ほど来きましては、先生御指摘のように、特に先ほど来議論が出ておりますように、特許情報というのはいわゆるワールドワイドに非常に利用されてくるということ

とでございまして、日本とアメリカとヨーロッパと協力して三極でやっておるわけなんでございましてけれども、彼らといたしましては日本語では読めない、ぜひ英文の資料を提供してほしいという非常に強い要望がございまして、実は昭和五十二年から特許公開公報の英文の抄録をつくっておるわけなんでございます。これは人間の頭脳で翻訳をしておるわけなんでございますけれども、先生御指摘のように、自動翻訳というふうに切りかえていけば、抄録だけではなくて本文も将来的には英文化できるということで、今年度から少しその調査に着手するというところに相なっております。

特に、英語から日本語というのは比較的楽なん
でございますけれども、日本語から英語という方
がやはり難しいようでございまして、いろいろな
メーカーにもヒアリングをしておるんですけれど

も、英語から日本語というのは比較的射程距離でございいますが、日本語から英語というのはもう少し先かなという感じもいたしておるんです。いろいろ勉強させていただいております。

○木本平八郎君 特許の場合は、普通のカンパセーションというか、普通の語学と違って、非常に特殊な専門用語、テクニカルタームとか、そういうものが非常に多いわけですね。そうすると、仮にフランス語とドイツ語の間であっても、やはり彼らにとってこういうテクニカルタームをやる

というようになると、非常に限られちゃうわけですね。その辺むしろ日本の方が、外国のそのテクニカルチームについても一般的に進んでいるんじゃないかという気がするんですね。したがって、トータル的に見れば、日本がそういうことを担当した方が世界的に見れば非常に効率がいいんじゃないかという気がするわけですね。その点で、ぜひひとつお願いしたいということですね。

特にこの問題は、私、LDCあるいはNICS、中進国ですね。そういったものに対して日本が今後出ていくのに、我々も必要ですし、彼らにも

やっぱり必要だと思うんですね。ところが、彼らが自分の国独自でこれをやるとなれば、もう膨大な金がかかるわけですね。ちよつと経済的には追いつかないんじゃないか。といって、彼らが整備してくれないとこちも困るわけですね。したがって、私はODAの経済協力の一環としてこういうパテントの仕事は日本が引き受けてやる。それで、極端なことを言えば建物もつくってやる、コンピュータも入れてやる、ソフトもやってやる、指導者も派遣してやるということで、世界の、ヨーロッパとかアメリカとかの先進国間の協力はもちろん必要ですけれども、中進国、発展途上国

ことが非常に有効じゃないかと思うんですが、大臣どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 日本語ですか。

○木本平八郎君 いや、日本語じゃなくて、やはりこれはまあ向こうの現地の言葉でやってやらなきゃいかぬ面があると思うんですね。まあとりあえずは英語でいいかもしれないですね。○国務大臣(村田敬次郎君) 今、木本委員が御指摘になりましたように、日本語は非常に何といいますが新しい言葉でございまして、テクニカルチームの翻訳などということになると、かえって正確にそれをあらわしていることが多いかと思うんです。

私ども、経験を上上げるんでございまして、毎日のように大臣や外国の方々にお会いをする、そのレクチャーを受ける際に、横文字の言葉が実にたくさん飛び出しますが、多少のことは私も私でも知っているんですが、わざとそれを一つ一つ聞くんです。これはどういふ意味だ、日本語に直してみろ。日本語で言えることをわざと横文字を使うというのをよく私は言うんでございまして、確かに、これからは日本が国際国家になったのでございまして、今木本委員の御指摘になったようなものはよく尊重しながらやっていく、またそういう国民としての誇りも必要なんだらう、そういうことは感じるところでございまして。

○木本平八郎君 私は、将来少なくともASEANなんかでは、日本からパテントセンターみたいなものを寄附して、そして例えばインドネシアならインドネシアの中のことはインドネシアでセンタリでやる。ところが、隣のシンガポールとかタイでどういふパテントがあるかというのは彼らの場合なかなかできないと思うんですね。そういうものもひとつそのパテントセンターにできるだけ集中してやるようにしていく、これはまあ二十一世紀までかかるでしょうけれども、その辺のことを日本がやってやる、という言い方はいいかどうかかわりませんが、やはり非常に意義

のあることじゃないかという気がするわけですね。ぜひそういう点でお考えいただきたいと思うわけですね。

ただ、この問題は、相当シリアスな問題になりかねない。ということとは、世界の情報支配を日本がたくらんでいるんじゃないかというふうなことを言われる可能性もありますので、その辺非常に扱い方が難しい面もあると思うんですが、それは外国の問題でございまして。

日本の場合に返りまして、これで今、千三百億ぐらいで、一つの庁舎とそれからいわゆるコンピュータの新しい殿堂をおつくりになろうとしておるようですね。ぜひ私、それに考えていただきたいのは、先ほど市川理事から少しシビアな大企業批判がありましたけれども、実際にパテントに関しては特許庁も大変でしょうけれども、各企業も大変な人数を抱えて、特許部というのは、やわんやわんやっているわけですね。これについて私は、できれば今度特許庁のその建物のコンピュータに、これはまあ秘密というのか、制限はありますけれども、その端末を全部企業の特許室につなぐ、有料で、そこで呼び出して検索ができるというふうなシステムを考えていただくといいことかどうかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(志賀学君) 私ども、ペーパーレス計画を推進しているということをお願いしたわけですが、いろいろのことは、そのペーパーレス計画の意図と、これは、一つは特許庁の審査事務の合理化、効率化ということがございまして。同時に、そこで膨大なデータベースができるわけでありまして、それを迅速に出願人サイドに提供していく、それによりまして出願人サイドにおいて、一つは特許出願、特許管理の適正化ということがやりやすくなるという意味。同時にもう一つは、それぞれの企業が経営戦略あるいは技術開発戦略を立てる上において役立てていく、そういったいろいろな意味があるというふうに思っております。そういう意味で、ペーパーレス計画はぜひとも実現しなければいけないし、特許情報

というのはいろいろな意味で非常に重要なものであるというふうにお考えいただきたいと思います。

そこで、特許庁に蓄えられるデータベースをどういう形で流していくかという問題がございまして。私もいろいろ考えているわけですが、できるだけ出願人の方々に使いやすい形で流していきたいというふうな思っているわけでありまして。チャネルとしては、これはこれからの問題でございまして、けれども、例えば、現在で言えばJAPATICというものがございまして。現在オンラインでやっているわけでありまして、そういうところを通じてやはり流していくというふうなことも考えられるわけでありまして、あるいは特許庁のデータベースから、特許庁にございまして万国工業所有権資料館、ここに端末を置いて、そこに来られる方が使いやすい形にしていこうということもあり得ると思っております。

いずれにいたしましても、先生御指摘のございまして、特許庁に蓄えられます特許情報、これを有効に活用できるようにしていきたいというふうな思っております。

○木本平八郎君 そのデータはいわゆる公告されたもの以外に、拒絶されたもの、却下されたものなども蓄えられておって、例えば出願者の方でこういうものを出そうと思うと、ところが公告の中には入っていない、しかし登録の中に入っていない、とか、じゃ、かつて却下された方に入っているかどうかと調べてみたらやっぱり入っていたから、これはあかんと、やめたというふうなことを調べられるようなシステムになっているのかどうか、その辺伺いたしたいと思います。

○説明員(梅田勝君) 日本の場合、出願されまして一年半たちますと全部公開されます。それから後に審査がなされますので、したがって、先生御指摘のように、特許になったデータベースももちろん公開いたしますし、結果的に拒絶になったものも既にその前に公開しておりますので、秘密情報ではございませぬので、したがってそれも一般の方々が利用できる、そのデータ

ベースも利用できると、こういうことを考えております。

○木本平八郎君 それで、それからこの問題はあさって中小企業関係のときにまたいろいろ質問するんでございまして、特許にしまして、これからやはり中小企業というのは自分の自主技術を持つていかなきゃいかぬ時代になってくると思うんですね。今までのようなただ大企業の下請というところから脱して、やはり今現実にもう日本の中小企業というのはほとんど部品なんかをいものを開発してやっていますね。アメリカなんかはほとんど出ているという中小企業の製品というのはたくさんあるわけですね。これからやはり中小企業の技術開発というのは非常に大事だと思うわけですね。それに対して、先ほど大企業の出願が非常に多いというのは、大企業にいろいろ事情もあるでしょうけれども、中小企業になかなかそれだけの余裕がなかったというところで、まあある意味では、今までは一人の天才に頼っていた面が非常にあるわけですね。ところが、やはり特許情報を調べて、過去のなを分析して、こういう方向性とか、そういうデータを整えることが必要だところ、今まではなかなか整えられなかったけれども、今度特許庁のこういうコンピュータのライブラリーができれば、中小企業が相当利用できるんじゃないかと思うんですね。その辺ぜひ御考慮いただきたいと思います。その辺伺って、まだ時間がありますけれども、私の質問を一応終わります。

○政府委員(志賀学君) 私ども、先生御指摘のように、大企業を問わず中小企業を含めて、できるだけ特許情報を利用しやすい形にしていきたいというふうな思っているわけですが、ございまして、したがって、そういう意味から、私もペーパーレス計画の計画づくりをやっていく場合に、できるだけ標準化するようには、そういう形で考えていくとか、あるいは先ほど申し上げましたように、資料館に端末を置くとか、さらにあるいは地方の閲覧所に端末を置くとかいろいろな方法

を講じまして、地方の中小企業の方々にもできるだけ特許情報を活用していただくという方向で努力していきたいというふうに思っているわけでございます。

○委員長(降矢敬義君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

特許法等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(降矢敬義君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、梶原君から発言を求められておりますので、これを許します。梶原君。

○梶原敬義君 私、ただいま可決されました特許法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議・日本社会党・公明党・国民会議・民社党・国民連合、参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提案いたします。

案文を朗読いたします。

特許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、最近の内外における諸情勢の進展にかんがみ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、工業所有権制度に対する国民の理解を深め、あわせて工業所有権制度の国際化の進展に対処するため、わが国の工業所有権制度全般にわたって更に検討を加えること。

二、優先権制度の導入に伴う補正の却下後の新出願制度の廃止に際して、出願人に適切な補正の機会が与えられるよう、運用上配慮すること。

と。

三、出願件数の増大等に対処し、迅速的確な事務処理を図るため、ペーパーレス計画を着実に推進するとともに、審査官、審判官等の人員の確保、待遇の改善等に努力すること。

四、科学技術の発展、ペーパーレス化の実施等に弁理士が適切に対応し使命を達成できるように、弁理士法の改正等弁理士制度の強化を図ること。

五、(財)日本特許情報センターの新規性調査機関としての機能を充実強化すること。

以上です。

○委員長(降矢敬義君) ただいま梶原君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(降矢敬義君) 全会一致と認めます。

よって、梶原君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、村田通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。村田通商産業大臣。

○国務大臣(村田敬次郎君) ただいま御決定になりました御決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、今後行政を進めてまいりたいと存じます。

ありがとうございます。

○委員長(降矢敬義君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(降矢敬義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(降矢敬義君) 次に、情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。村田通商産業大臣。

○国務大臣(村田敬次郎君) 情報処理振興事業協会等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

本法が制定された昭和四十五年来、我が国の情報化は広範かつ急速な進展を見せ、今や電子計算機の実働台数は十五万台を超え、今や電子計算機の増勢には著しいものがあります。しかしながら、このような情報化の進展に伴い、今日の我が国の経済社会は従来とは異なった新たな課題に直面しております。

その第一は、急速な情報化に伴うソフトウェアの需給ギャップの一層の深刻化であります。プログラムの開発体制はなお労働集約的な作業に依存しており、かかる開発工程を自動化、機械化し、その生産性を向上させることが焦眉の急となっております。

第二に、最近の産業分野における情報化は、企業内システムから企業間システムへと本格的な進展を見せつつありますが、端末の複数設置、ソフトウェアの重複開発等の非効率な事態を回避しつつ、事業者間の連携によって、より効率的で開かれた情報化を促進していくことが喫緊の課題となっております。

このような最近における情報化社会の要請にこたえるため、電子計算機の連携利用に関する指針の設定、情報処理振興事業協会の業務の拡充等に関する所要の規定を整備することを主たる内容としたしまして、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、法改正の趣旨を踏まえ、題名を「情報処理の促進に関する法律」に改めるとともに、法律の目的におきまして「電子計算機の利用の促進」とあるのを「電子計算機の高効率利用の促進」に改めることとしております。

第二に、電子計算機の連携利用に関する指針の設定についての規定を新たに設けることとしております。

第三に、情報処理振興事業協会の業務の追加等についてであります。すなわち、協会の業務につきましては、①プログラムの作成の効率化を図るためのプログラムの開発、提供等に関する業務及び②企業等がその事業活動の効率化を図るため電子計算機を共同で利用する際に必要となるプログラムの開発のための資金の貸し付けに係る業務を新たに追加いたしますとともに、③情報処理サービス業者以外の一般企業プログラム開発に係る資金の借り入れに対する債務保証の業務を拡充することとしたしております。また、プログラム作成効率化業務に関して特別勘定を設け他の業務に係る勘定と区別して経理を行うこととするなど新たな業務の追加に伴う所要の規定を整備することとしております。

第四に、協会が長期借入金を行うことができることとし、また、借り入れについて、政府が債務保証を行うことにつき定めることとしております。

以上が、この法律の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいませようお願い申し上げます。

○委員長(降矢敬義君) 以上で趣旨説明聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十八分散会

四月四日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月二十五日)

一、貿易研修センター法を廃止する等の法律案

昭和六十年四月二十四日印刷

昭和六十年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局